

方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十二号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(三) 第十一条ノ二の規定による公園等の区域内における建築物の新築等の許可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十二号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(四) 第十一条ノ四の規定による都市計画として決定された区域内における建築物の新築等の許可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十二号(三)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(五) 第十四条の規定による違反工作物等の原状回復の命令(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十二号(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

三 昭和二十九年六月八日付建設省告示第七十一号により知事の権限に属するものとされた都市計画審議会令(大正八年勅令第四百八十三号)第四条ただし書の規定による軽易な事項の都市計画審議会への付議

四 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による個人施行の土地区画整理事業の施行の認可

(二) 第十条第一項の規定による個人施行の土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更の認可

(三) 第十一条第三項の規定による施行者が数人となつた場合にお

(四) 第五十五条第一項の規定による県が施行する土地区画整理事業に係る事業計画の縦覧

(五) 第五十五条第四項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る事業計画についての意見を採択しない旨の通知

(六) 第六十九条第一項の規定による県が施行する土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画の縦覧

(七) 第六十九条第四項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画についての意見を採択しない旨の通知

(八) 第七十二条第一項の規定による事業の準備又は施行のための立入り等の命令及び権限の委任

(九) 第七十二条第六項の規定による植物等の伐除の市町村長への認可の申請

(十) 第七十三条第二項の規定による土地の立入等に伴う損失の補償の協議

(十一) 第七十四条の規定による簿書の閲覧等の登記所に対する要求

(十二) 第七十六条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十三号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十三) 第七十七条第二項の規定による建築物等の移転又は除却の通知及び移転又は除却の意思の有無の照会

(十四) 第八十三条の規定による土地の名称等の登記所への届出

(十五) 第八十八条第一項において準用する第八条の規定による換地計画に係る区域内の宅地について権利を有する者の同意の取得

ける規約の認可

四 第十四条の規定による土地区画整理組合の設立の認可

五 第二十条第三項の規定による意見書採択した場合における事業計画の修正の命令又は採択しない旨の通知

六 第三十九条第一項の規定による組合の定款又は事業計画の変更の認可

七 第四十一条第四項の規定による組合が行なう滞納処分等の認可

八 第四十五条第一項第一号の規定による組合の設立の認可の取消し

九 第四十五条第二項の規定による組合の解散の認可

一〇 第五十二条後段の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る事業計画の認可

一一 第五十五条第三項の規定による事業計画に係る意見書の都市計画審議会への付議

一二 第五十五条第四項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る事業計画の修正の命令

一三 第五十五条第九項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る事業計画の変更の認可

一四 第六十六条後段の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画の認可

一五 第六十九条第三項の規定による事業計画に係る意見書の都市計画審議会への付議

一六 第六十九条第四項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画の修正の命令

一七 第八十八条第二項の規定による換地計画の縦覧

一八 第八十八条第七項の規定による縦覧に供された換地計画に係る利害関係者の意見についての農業委員会の意見の聴取

一九 第九十九条第二項の規定による仮換地について使用又は収益を開始する日の決定及びその旨の通知

二〇 第三百三条の規定による換地処分

二一 第三百六条第二項及び第三項の規定による公共施設の管理の引継ぎ

二二 第三百七条第一項及び第二項の規定による換地処分等の公告があつた旨の通知及び登記の囑託

二三 第一百十條の規定による精算金の徴収又は交付

二四 第一百十二條第一項の規定による抵当権等が存する場合の精算金及び減価補償金の供託

二五 第一百二十四條第三項の規定による土地区画整理事業の認可の取消しに係る聴聞の実施

二六 第一百二十五條第五項の規定による組合の設立の認可の取消しに係る聴聞の実施

二七 土地区画整理法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条の規定による委員の選挙の選挙人名簿の作成

(二) 第二十一条第一項の規定による委員の選挙の選挙人名簿の縦覧

(三) 第二十一条第四項の規定による選挙人名簿の修正、その旨の申出人及び関係人への通知並びに公告

- (四) 第六十九条第九項の規定による市町村が施行する土地区画整理事業に係る施行規程及び事業計画の変更の認可
- (五) 第七十六条第四項の規定による施行区域内における建築行為等の制限の違反等の場合における土地の原状回復等の命令（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十三号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (六) 第七十六条第五項の規定による原状回復等を命ずべき者が確定できない場合の土地の原状回復等の実施
- (七) 第七十七条第六項の規定による建築物等の移転又は除却の実施
- (八) 第八十六条第一項の規定による換地計画の決定又は認可
- (九) 第八十八条第四項の規定による換地計画についての利害関係者の意見の採択の可否の決定及び換地計画の修正
- (十) 第八十八条第六項の規定による縦覧に供すべき換地計画の作成についての土地区画整理審議会の意見の聴取
- (十一) 第九十七条第一項の規定による換地計画の変更の認可
- (十二) 第九十八条第一項の規定による施行地区内の宅地についての仮換地の指定
- (十三) 第九十八条第三項の規定による仮換地等の指定についての土地区画整理審議会の意見の聴取
- (十四) 第一百条第一項の規定による宅地等の使用等の停止の命令
- (十五) 第一百八条第一項の規定による保留地の処分
- (十六) 第一百九条の規定による減価補償金の交付及びその交付額についての土地区画整理審議会の意見の聴取

- (四) 第二十四条第三項の規定による立候補届等の様式の決定
- (五) 第三十五条第一項から第三項まで及び第八項の規定による委員の選挙の当選人の決定
- (六) 第四十三条第二項の規定による委員の選挙に係る改選請求代表者証明書の交付
- 三 鳥取県屋外広告物条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条第一項の規定による広告物の表示等の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十四号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
 - (二) 第四条の規定による広告物の表示場所等の表示の方法変更の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十四号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- 四 風致地区規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二条の規定による建築物等の新築等の許可
 - (二) 第六条の規定による建築物等の新築等の許可の内容変更の許可

- (目) 第二百二十二条の規定による土地区画整理事業の事業計画に定める設計の認可の申請
- (ロ) 第二百二十三条の規定による土地区画整理事業に関する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告、助言若しくは援助
- (ハ) 第二百二十四条第一項及び第二項の規定による個人施行者が法令等に違反した場合におけるその事業等の検査若しくは施行者のした処分取消し等の命令又は土地区画整理事業の認可の取消し
- (ニ) 第二百五条第二項、第二項及び第四項の規定による組合が法令等に違反した場合における事業等の検査若しくは組合員の請求に係る事業等の検査又は組合の設立の認可の取消し
- (ホ) 第二百五条第七項の規定による組合員の申出による理事又は監事の解任についての組合員の投票の実施
- 五 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十一条第四項の規定による選挙人名簿についての異議の申立てが正当であるかどうかの決定
- (二) 第四十条の規定による選挙又は当選の効力に関する異議の申立ての可否の決定及び選挙又は当選の無効の決定
- (三) 第四十八条第二項の規定による委員の選挙の立会人の選任
- (四) 第五十七条第三項第四号の規定による換地を定めることが困難である宅地の承認
- 六 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条の規定による広告物等の除却、改修、移転その他の措

置の命令（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十四号(三)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(二) 第九条の規定による広告物を提出する物件の設置者等が確知できない場合の除却の実施

七 風致地区規則（昭和十五年七月鳥取県令第四十九号）第九条の規定による違反行為者に対する原状回復等の命令

八 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第二十五条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による事業計画の認可及び認可を受けた事業計画の変更の認可

(二) 第三十七条の規定による下水道管理者に対する工事の中止、変更その他の措置及び下水道又は下水路の改善の命令

(三) 第三十九条の規定による下水道管理者からの報告の徴収

河港課

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第四項の規定による二級河川の指定に係る関係市町村長の意見の聴取

(二) 第六条第一項第三号の規定による堤外の土地の区域の指定

(三) 第六条第三項の規定による港湾区域又は漁港区域内に堤外の土地の区域を指定し又はその変更をする場合の港湾管理者等との協議

四 第十四条第二項の規定による操作規則の制定又は変更について

一 河川法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条第一項の規定による河川の台帳の調製及び保管

(二) 第十七条第二項の規定による兼用工作物の工事等を他の工作物の管理者が行なう旨の公示

(三) 第二十条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事等の承認（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十五号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

四 第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十五号(三)の規

- ての建設大臣への意見の提出及び関係市町村からの意見の聴取
- (四) 第十五条の規定による操作規則の制定又は変更等についての他の河川管理者との協議
 - (六) 第十七条第一項の規定による兼用工作物の管理の方法についての他の工作物の管理者との協議
 - (七) 第十八条の規定による工事原因者に対する工事の施行の命令
 - (八) 第二十二條第四項の規定による洪水時等における緊急措置による損失の補償の協議
 - (九) 第二十三条の規定による流水の占用の許可（地方機関等決議規則別表第二土木出張所長の項第二十五号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
 - (一〇) 第二十七條第二項の規定による土地の掘さく等の許可等をしなない区域の決定
 - (二) 第三十四條第一項の規定による流水の占用の許可等の権利の譲渡の承認
 - (三) 第三十六條第一項及び第三項の規定による水利使用に関する許可等についての建設大臣に対する意見の提出
 - (四) 第三十七條の規定による工作物に関する工事の受託
 - (五) 第四十二條第四項の規定による損失補償の裁定に係る収用委員会の見解の聴取
 - (六) 第四十三條第一項ただし書の規定による関係河川使用者の受ける損失を確定することができない旨の決定
 - (七) 第五十六條第一項の規定による河川予定地の指定
 - (八) 第六十六條の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担の協議

- 定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
- (四) 第二十五条の規定による土石等の採取の許可（地方機関等決議規則別表第二土木出張所長の項第二十三号(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
 - (六) 第二十六条の規定による河川区域内の土地における工作物の新築等の許可（地方機関等決議規則別表第二土木出張所長の項第二十五号(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
 - (七) 第二十七條第一項の規定による河川区域内の土地における土地の掘さく等の許可（地方機関等決議規則別表第二土木出張所長の項第二十五号(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
 - (八) 第三十一條第二項の規定による工作物の除却等の命令（地方機関等決議規則別表第二土木出張所長の項第二十五号(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）
 - (九) 第三十六條第二項の規定による二級河川に係る水利使用に関する許可についての関係市町村長の意見の聴取
 - (一〇) 第三十八條の規定による水利使用の目的等の関係河川使用者への通知
 - (二) 第五十五條第一項の規定による河川保全区域における土地の掘さく等の許可
 - (三) 第五十七條第一項の規定による河川予定地内における土地の掘さく等の許可
 - (四) 第七十八條第一項の規定による許可を受けた者等からの報告

(イ) 第六十七条の規定による工事原因者の河川工事に要する費用の負担の決定

(ロ) 第六十八条の規定による河川工事により生じた他の工事に要する費用の負担の決定

(ハ) 第七十五条の規定による許可又は承認の取消し、変更等（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十五号ロの規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(ニ) 第七十六条第三項の規定による補償金額の決定

(ホ) 第九十二条の規定による廢川敷地等の交換

(ヘ) 第九十九条の規定による河川管理施設の維持等の関係地方公共団体への委託

二 河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）第五条の規定による流水占用料等の減免

三 河川管理事務処理規程（昭和四十年建設省訓令第一号）第六条の規定による建設大臣が行なう河川の管理に影響を及ぼす処分等についての地方建設局長との協議（ダム、水門、閘門、橋その他工作物の河川法第二十六条の許可並びに河川法第七十五条の規定による処分に係るものに限る。）

四 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和四十年建設省令第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による附帯工事計画の決定

(二) 第五条の規定による附帯工事に要する費用の負担の決定

(三) 第九条第二項の規定による負担の内容等の調査及び負担金の

の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査

(ロ) 第八十九条第一項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用

(ハ) 第八十九条第二項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知

(ニ) 第八十九条第六項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取

二 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条第一項第二号の規定による治水又は利水上影響の少ない行為の指定

(二) 第四十九条の規定による廢川敷地等の公示

三 河川管理事務処理規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による指定区間内の一級河川に係る水利使用に関する処分についての建設大臣への報告

(二) 第六条の規定による建設大臣が行なう河川の管理に影響を及ぼす処分等についての地方建設局長との協議（河港課の項の部長専決事項第三号に掲げるものを除く。）

(三) 第七条の規定による河川台帳の記載事項に係る管理に係る事項についての地方建設局長への報告

四 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則第十条の規定に

額の確定

五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第五項の規定による港湾局の設立の認可についての海岸管理者等との協議

(二) 第三十七条第一項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地域内における公共空地の占用の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(三) 第三十七条の二第二項の規定による港湾隣接地域の指定に係る公聴会の開催

(四) 第三十七条の三の規定による港湾区域内の工事等の許可の取消し等（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号(三)及び(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(五) 第四十条の二第一項の規定による違反構築物の撤去等の命令
(六) 第四十条の二第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による違反構築物の撤去等の命令に係る聴聞の実施

(七) 第四十一条第一項の規定による有害構築物の改築等の命令
(八) 第四十三条の二の規定による他の工作物の効用を兼ねる港湾工事の施行及び費用の負担についての他の工作物の管理者との協議

(九) 第四十六条第一項の規定による国が負担し又は補助した港湾

よる負担金の還付等の命令

五 港湾法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十七条第一項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地域内における水域の占用等の許可（公共空地の占用の許可及び地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(二) 第三十七条第三項の規定による国等の行なう水域又は公共空地の占用等についての国等との協議（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(三) 第三十七条の二第三項の規定による港湾隣接地域を指定した旨の運輸大臣への報告

(四) 第四十四条第一項の規定による料率の公表
(五) 第五十五条の二の規定による港湾工事の調査等のための他人の土地への立入り及びその旨の土地の所有者等に対する通知

(六) 第五十六条の規定による港湾区域の定めのない港湾における水域施設等の建設等の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号(五)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

六 鳥取県港湾施設管理条例第三条第一項の規定による港湾施設の使用及び変更の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十八号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

七 港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）に基づく知事

施設の貸付けについての運輸大臣への認可の申請

(一) 第五十二条第一項の規定による直轄工事についての協議

(二) 第五十三条の規定による港湾工事によつて生じた土地等の譲

受

六 港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)に基づく知事の権限

に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十四条の規定による護岸、堤防等の指定

(二) 第十五条第三号の規定による行為の指定

七 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第二項の規定による使用料の減免

(二) 第十二条第一項の規定による法令等の違反の場合における港

湾施設の使用の許可の取消し等

(三) 第十一条第一項の規定による港湾施設の使用の許可の取消し

等(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十八号

(三)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

四 第十三条第一項ただし書の規定による原状回復の義務の免除

の認定

八 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による海岸保全区域の指定についての港

湾管理者等との協議

(二) 第五条第四項の規定による港湾管理者等の管理区域について

の港湾管理者等との協議

(三) 第五条第六項の規定による海岸保全区域の指定に係る市町村

の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による調査の申告義務者の決定

(二) 第十条第一項の規定による調査の集計表の運輸大臣への提出

(三) 第十一条第一項の規定による港湾調査原簿の副本の運輸省港

湾局長への送付

四 第十一条第二項の規定による港湾調査原簿の加除訂正

八 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第四項の規定による海岸保全区域の指定に係る公示及

びその旨の主務大臣への報告

(二) 第五条第七項の規定による市町村長が管理する海岸保全区域

の指定の公示及びその旨の主務大臣への報告

(三) 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可(地方

機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十九号(一)の規定

により土木出張所長に委任された事務を除く。)

四 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における土石の採

取等の許可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第

二十九号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除

く。)

(一) 第十条第二項の規定による国等の行なう海岸保全区域の占用

等の協議(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二

十九号(三)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(六) 第二十条第一項の規定による海岸管理者以外の者の管理する

海岸保全施設への立入り検査

(七) 第十五条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他

長の意見の聴取

四 第十二条第一項の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十九号四の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

（五）第十二条第二項の規定による海岸保全施設に関する工事等のための許可の取消し等（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十九号四の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

（六）第十二条第四項の規定による損失の補償についての協議

（七）第十二条第六項の規定による補償の原因者に対する損失の補償金額の負担の命令

（八）第十三条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十九号四の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

（九）第十六条第一項の規定による工事原因者に対する海岸保全施設に関する工事の施行の命令

（一〇）第十九条第三項の規定による海岸保全施設の新設等による損失の補償についての協議

（一一）第二十三条第二項の規定による基本計画作成についての関係海岸管理者との協議

（一二）第二十七条第二項の規定による海岸保全施設の新設等の工事の施行についての主務大臣への承認の申請

の工作物の管理者との協議

（一）第二十条第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告及び資料の提出の要求

（二）第二十一条第一項及び第二項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令

（三）第二十四条第一項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管

九 水防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
（一）第十条の二の規定による洪水等の予報の水防管理者等への通知

（二）第十条の三の規定による通報水位の決定

（三）第十条の四第三項の規定による警報事項等の関係水防管理者等への通知

（四）第十条の五の規定による警戒水位の決定

（五）第三十五条の規定による建設大臣等への水防に関する報告及び水防管理団体に対する水防に関する事項の報告

（六）第三十六条第一項の規定による関係者に対する水防計画の作成のための必要な資料の提出の命令又は土地への立入り

十 鳥取県しゅんせつ船等貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一）第二条第二項の規定によるしゅんせつ船等の貸付けの決定及びその旨の通知

（二）第三条第二項の規定による貸付しゅんせつ船等の借受期間等

(目) 第三十条の規定による兼用工作物の管理の費用の負担についての他の工作物の管理者との協議

(ロ) 第三十一条一項の規定による他の工事等により必要を生じた海岸保全施設に関する工事に要する費用の負担の決定

(ハ) 第三十二条第一項の規定による海岸保全施設に関する工事に必要を生じた他の工事等に要する費用の負担の決定

(ニ) 第三十二条第三項の規定による工事原因者に対する他の工事に要する費用の負担の決定

九 鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第四項の規定による占用料等の減免

(二) 第十条の規定による権利義務の譲渡等の許可

十 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による水防管理団体の指定

(二) 第十条の四第一項の規定による河川等の指定及び当該河川等についての水防警報の発令

(三) 第二十三条の規定による水防管理者等に対する指示

(四) 第二十五条の規定による指定管理団体の水防計画の承認

(五) 第三十二条の二第三項の規定による水防に要する費用の負担についてのあつせん

(六) 第三十五条の二の規定による水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言

の変更の決定及びその旨の通知

(三) 第六条第二項の規定による貸付しゅんせつ船等の返納期日等の指示

(四) 第七条第一項の規定による貸付しゅんせつ船等の損傷に対する指示

(五) 第七条第二項の規定による貸付しゅんせつ船等の補てん等の命令

(六) 第八条の規定による貸付しゅんせつ船等の返還の命令

砂防課

- 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条に規定する砂防設備を要する土地等の指定についての主務大臣への申請
- (二) 第八条の規定による他の工事等により生じた砂防工事の原因者に対する施行等の命令
- (三) 第十六条の規定による他の工事等により生じた砂防工事に要する費用の負担の決定
- 四 第二十二条の規定による砂防工事のための土石等の供給の命令
- (五) 第二十七条ただし書の規定による砂防設備により生ずる収入の下付
- (六) 第二十八条の規定による公用を廃止した砂防設備の下付
- (七) 第二十九条の規定による許可の取消し等
- (八) 第三十六条の規定による法令等による命令の義務の履行の命令
- 二 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による地すべり防止区域の指定について主務大臣への意見の提出
- (二) 第十一条第一項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認
- (三) 第十一条第二項の規定による地すべり防止工事に関する設計

- 一 砂防法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十二条ただし書の規定による土石等の供給についての金額に関する協議が不調等の場合における供託
- (二) 第二十三条の規定による砂防のための土地の立入り又は使用若しくは土地に存する障害物の除却
- 二 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条の規定による供給すべき物件の種類等の所有者等への通知
- (二) 第七条の規定による土地を使用し又は土地に存する障害物を除却する旨の所有者等への通知
- (三) 第八条の規定による砂防工事を施行する旨の土地所有者等への通知
- 四 第十条の規定による命令により知事の許可を受けることを必要とした事項に係る許可
- 三 砂防指定地取締規則(昭和二十三年三月鳥取県規則第十九号)第一条の規定による主務大臣の指定した土地における牧畜等の許可
- 四 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条の規定による地すべり防止区域の指定を表示する標識の設置
- (二) 第十三条の規定による兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議

及び実施計画についての国等との協議

四 第十四条第一項の規定による工事原因者に対する地すべり防止工事の施行の命令

(四) 第二十条第二項の規定による地すべり防止区域内における行為についての国等との協議

(六) 第二十一条第一項及び第二項の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等

(七) 第二十一条第五項の規定による補償金額の負担の決定

(八) 第二十三条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令

(九) 第二十四条第一項の規定による市町村における関連事業計画の作成についての市町村への勧告

(三) 第二十四条第三項の規定による市町村における関連事業計画の承認

(二) 第三十三条の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての他の工作物の管理者との協議

(三) 第三十四条第一項の規定による他の工事等により必要を生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定

(三) 第三十五条第三項の規定による他の工事等により生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定

(四) 第四十八条の規定による漁港の区域内における地すべり防止工事の施行についての漁港管理者等との協議

三 建設大臣が行なう砂防工事等に影響がある処分等の取扱規程（昭和四十年建設省訓令第三号）の規定による建設大臣が行なう砂

(三) 第十六条第一項の規定による地すべり防止区域に関する調査等のための土地の立入り又は一時使用

四 第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における地下水の誘致等の許可

(五) 第二十二条第一項の規定による地すべり防止施設の管理者に対する報告等提出の要求又は当該防止施設への立入検査

(六) 第四十九条の規定による報告又は資料の主務大臣への提出

五 河川法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十七条第一項の規定による河川区域内の土地における掘さく等の許可

(二) 第三十八条の規定による水利使用の目的等の関係河川使用者への通知

防工事等に影響がある処分等についての地方建設局長との協議

四 河川法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十三条の規定による流水の占用の許可（砂防課の分掌事務に係るものに限る。以下砂防課の項において同じ。）

(二) 第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可

(三) 第二十六条の規定による河川区域内の土地における工作物の新築等の許可

(四) 第三十条第一項の規定による工事の完成検査及び当該工作物の使用の承認

(五) 第三十一条第二項の規定による工作物の除却等の措置の命令

(六) 第三十四条第一項の規定による流水の占用の許可等の権利の譲渡の承認

(七) 第三十六条第二項の規定による二級河川に係る水利使用に関する許可についての関係市町村長の意見の聴取

(八) 第四十三条第一項ただし書の規定による関係河川使用者の受ける損失を確定することができない旨の決定

(九) 第四十七条第一項の規定によるダム の 操 作 規 程 の 承 認

(十) 第四十七条第二項の規定によるダム の 操 作 規 程 に つ い て の 関 係 知 事 の 意 見 の 聴 取

(十一) 第四十七条第四項の規定によるダム の 操 作 規 程 の 変 更 の 命 令

(十二) 第五十二条の規定によるダムを設置する者に対する洪水調節の指示

(十三) 第五十三条第三項の規定による渇水時における水利使用の調整についての協議が成立しない場合のあつせん又は調停

建築課

- 一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下建築課の項において「請負対象設計金額」という。）が三百万円以上一億円未満の営繕工事の起工及び予定価格の決定
- 二 請負対象設計金額が一億円未満の営繕工事に係る指名競争入札に参加することができる者及び見積者の決定
- 三 請負契約を随意契約の方法により締結する営繕工事のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係る契約の相手方の決定
- 四 請負対象設計金額が一億円未満の営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金の免除
- 五 請負対象設計金額が三百万円以上一億円未満の営繕工事に係る請負契約の契約保証金の免除
- 六 請負対象設計金額（請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下建築課の項の課長専決事項の第一号を除き同じ。）が三百万円以上一億円未満の営繕工事に係る設計の変更
- 七 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第四条第一項ただし書の規定による権利若しくは義務の譲渡又は承継の承諾
 - (二) 第五条ただし書の規定による工事の一括委任又は一括下請負の承諾
 - (三) 第十五条第一項の規定による工事の打ち切り並びに工事の一

- 一 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事の起工及び予定価格の決定
- 二 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事に係る請負契約の契約保証金の免除
- 三 請負対象設計金額が三百万円未満の営繕工事に係る設計の変更
- 四 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第一条第二項の規定による凶面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議
 - (二) 第一条第三項の規定による工事費内訳明細書及び工程表の承認
 - (三) 第三条の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十号及び第十一号の規定により土木出張所に委任された事務を除く。）
 - (四) 第六条第二項の規定による下請負者又は委任された第三者の変更の請求
 - (五) 第八条第一項の規定による監督員の選任
 - (六) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止並びに一時中止及び打ち切りに伴う工期の変更の協議又は請負代金額の変更の協議のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの協議
 - (七) 第十六条の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が

時中止及び打ち切りに伴う工期の変更の協議又は請負代金額の変更の協議のうち請負対象設計金額が三百万円以上の工事に係るものの協議

四 第十五条第二項の規定による工事の変更等による賠償額の協議

四 第十六条第二項の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が三百万円以上の工事に係るものの延長

六 第十七条の規定による請負代金額及び工事の内容の変更の協議

七 第二十一条第三項の規定による天災その他不可抗力による損害の損害額の算定の協議

八 第二十四条第一項の規定による工事の一部の完成の検査のうち請負対象設計金額が三百万円以上の工事に係るものの検査

九 第二十四条第四項の規定による工事の完成部分又は未完成部分の使用による損害の賠償額の協議

四 第二十六条第一項の規定による工事の出来高の検査のうち請負対象設計金額が三百万円以上の工事に係るものの検査

四 第二十八条第三項の規定による請負代金の支払いの遅延による遅延利息の支払い

四 第二十九条の規定による検査の遅延による遅延利息の支払い

四 第三十条第一項の規定による契約条項違反の場合における契約の解除

四 第三十二条第一項及び第三項の規定による工事が完成しない間における契約の解除及びこれに伴う損害額の協議

三百万円未満の工事に係るものの延長

六 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払い

九 第二十四条第一項の規定による工事の一部の完成の検査のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの検査

四 第二十四条第一項及び第二項の規定による工事の完成部分又は未完成部分の使用

四 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払い

四 第二十六条第一項の規定による工事の出来高の検査のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの検査

四 第二十六条第二項の規定による請負代金の部分払い

四 第二十八条第一項の規定による工期の延長

四 第三十五条の規定による契約の解除による物件の引取り若しくは原状回復をすべき期間の協議又は物件の処分

五 契約の対象となる部分の設計金額が百万円未満の営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行

六 鳥取県建築工事設計監督委託条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第五十一号)第二条の規定による設計及び監督の受託の決定並びに受託に付された条件の処理

七 建築基準法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

四 第九条第四項の規定による違反建築物の所有者等に対する聴聞の実施

四 第十五条第三項の規定による建築統計の作成及び当該建築統計の建設大臣への送付

八 契約の対象となる部分の設計金額が百万円以上の営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行

九 営繕工事の設計又は監督の委託の決定

十 他部局の所掌に係る営繕工事の受託の決定

十一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第六項の規定による建築主事の所轄区域の指定

(二) 第九条第一項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令

(三) 第九条第七項の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令

(四) 第九条第九項の規定による聴問の結果に基づく違反建築物等の工事の施工の停止等の命令又は当該命令の取消し

(五) 第九条第十項の規定による緊急の必要がある場合の違反建築物に係る作業の停止の命令

(六) 第二十二條の規定による建築物の屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域の指定並びに当該区域の指定についての都市計画審議会の意見の聴取及び関係市町の同意の取得

(七) 第四十二條第一項第四号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定

(八) 第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置の指定

(九) 第四十四條第一項ただし書の規定による道路等の区域内における建築物等の建築等の許可

(十) 第四十五條第一項の規定による私道の変更等の禁止又は制限
(十一) 第四十九條の規定による住居地域内における火薬類の製造

(三) 第五十一條第一項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者に対する聴問の実施

(四) 第五十七條第一項ただし書の規定による建築物の高さの限度をこえて建築できる場合の許可

(五) 第五十八條第四項の規定による道路の幅員による建築物の高さの限度をこえて建築できる場合の許可

(六) 第五十八條の二第二項の規定による建築物の高さの制限の緩和の認定

(七) 第五十九條の二第四項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和の許可

(八) 第八十五條第三項の規定による応急仮設建築物の存続の許可

(九) 第八十五條第四項の規定による仮設興行場等の仮設建築物の建築物の許可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十一号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(十) 第八十六條の規定による建築物の位置等の認定

八 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十一條ただし書の規定による改良便槽の特殊構造についての認定

(二) 第三十二條ただし書の規定による水洗便所の尿管浄化槽の特殊構造についての認定

(三) 第四十八條ただし書の規定による木造の校舎の特殊構造についての認定

を行なう工場等の建築の許可

- ㉓ 第五十四条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可
- ㉔ 第八十四条第一項の規定による被災市街地における区域の指定又は建築物の建築の制限若しくは禁止又は当該制限若しくは禁止の期間の延長についての建設大臣への承認の申請
- ㉕ 第八十五条第一項の規定による建築物の応急の修繕等をする

ことができる区域の指定の承認

十二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第九条の規定による二級建築士の免許の取消し
- (二) 第十条第一項の規定による二級建築士がその業務に関し不誠実な行為をしたとき等の場合における戒告、業務の停止の命令又は免許の取消し
- (三) 第十五条第三号の規定による二級建築士試験の受験資格を有する者の認定

㉖ 第二十三条の四第一項及び第二項の規定による建築士事務所

の登録の拒否

㉗ 第二十六条第一項及び第二項の規定による法令違反等の場合における建築士事務所の登録の取消し又は当該事務所の閉鎖の命令

㉘ 第二十六条の二第一項の規定による建築士事務所への立入検査

十三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）に基づ

く知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

四 第百十五条第二項第三号の規定による煙突の特殊構造につい

ての認定

㉙ 第百二十九条の三第一項ただし書の規定による特殊な構造によるエレベーター等の効力の認定

㉚ 第百三十一条の二第二項の規定による計画道路を前面道路とみなす建築物の認定

九 建築士法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による二級建築士の免許の登録又は二級建築士の免許証の交付

(二) 第十条第二項の規定による二級建築士の業務停止等の処分に係る聴聞又は参考人からの意見の聴取

(三) 第十三条の規定による二級建築士試験の実施

㉛ 第二十三条の三の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録

㉜ 第二十三条の七第一項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消

㉝ 第二十六条の二第一項の規定による建築士事務所の開設者等に対する報告の要求

十 宅地建物取引業法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による宅地建物取引業者の免許

(二) 第五条の規定による宅地建物取引業者の免許証の交付

(三) 第十一条の三第一項の規定による宅地建物取引主任者資格試

- (一) 第四条第一項の規定による宅地建物取引業の免許の拒否
- (二) 第二十条第一項から第三項までの規定による法令違反等の場合における宅地建物取引業者の業務の停止の命令又は免許の取消し
- (三) 第二十条の二の規定による宅地建物取引業者に対する必要な指示
- (四) 第二十二條第一項の規定による宅地建物取引業者の事務所への立入検査
- 十四 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十二条第一項の規定による不正の方法により試験を受けた者等に対する受験の禁止又は合格の無効
 - (二) 第十三条の規定による合格者名簿の作成
 - 十五 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十四条第四項の規定による公営住宅等の譲渡等の建設大臣の承認の申請の受理及び当該申請に係る書面の建設大臣への送付
 - 十六 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十二条の規定による家賃又は敷金の減免若しくは徴収の猶予
 - (二) 第二十四条第一項の規定による県営住宅の明渡し請求
 - 十七 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - 四 験の実施
 - 四 第二十条第四項の規定による宅地建物取引業者の免許の取消し又は業務の停止に係る聴聞の実施
 - (四) 第二十一条の規定による宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告
 - (六) 第二十二條第一項の規定による宅地建物取引業者に対する報告の提出の要求
 - 十一 宅地建物取引業法施行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四条の二第一項の規定による宅地建物取引業者の免許証の書換え交付
 - (二) 第四条の三第一項の規定による宅地建物取引業者の免許証の再交付
 - (三) 第五条の四の規定による宅地建物取引業者名簿の訂正
 - 四 第六条第一項の規定による宅地建物取引業者名簿の削除
 - (四) 第十一条の規定による宅地建物取引主任者試験の合格者への合格証書の交付
 - (六) 第十四条の規定による宅地建物取引主任者試験の受験者数等の建設大臣への報告
 - (七) 第二十一条の規定による宅地建物取引業者の違反容疑についての建設大臣又は都道府県知事への通知
 - 十二 公営住宅法第二十六条第一項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督
 - 十三 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権

- (一) 第七条の規定による住宅改良事業の事業計画及びその変更についての協議
- (二) 第九条第四項の規定による法令等に違反した者に対する土地の原状回復等の命令
- (三) 第三十二条の規定による市町村に対する住宅地区改良事業のための技術的援助
- 十八 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十七条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての建設大臣への認可の申請
- (二) 第二十八条の規定による建設計画等についての建設大臣への意見の提出
- (三) 第四十条第一項の規定による地方公社への立入検査
- 四 第四十一条の規定による地方公社の業務に関する監督上必要な命令
- (四) 第四十二条第一項の規定による法令違反等の場合の地方公社に対する業務の停止等の命令
- (六) 第四十四条の規定による建設大臣へ提出する書類の受理及び当該書類の建設大臣への送付
- 十九 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条第一項の規定による地代等の額の認可
- (二) 第七条第一項の規定による地代等の停止統制額等の増額の認可
- 限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による県営住宅の入居者の公募(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(一)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (二) 第七条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (三) 第八条第一項の規定による県営住宅の入居補欠者の決定(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(三)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (四) 第九条第一項第一号の規定による連帯保証人の適否の認定及び連帯保証人の省略の事情の認定(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (五) 第九条第二項の規定による県営住宅の入居の取消し(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(五)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (六) 第十四条第二項の規定による県営住宅又は共同施設の修繕の指示等(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(六)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (七) 第十七条第三項の規定による親族以外の者の同居等の承認(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(七)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- (八) 第十八条第一項ただし書の規定による県営住宅の増築等の承

(三) 第八条第一項の規定による地代等の停止統制額等の減額
 (四) 第十七条の規定による借地、借家、その他の場所又は契約書等の検査

認(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(六)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(九) 第十九条第一項の規定による入居者の収入基準超過の有無の決定(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(九)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(二) 第二十二條第一項の規定による入居者の収入の状況の報告等の要求(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(二) 第二十三條の規定による県営住宅の検査(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十三号(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

十四 住宅地区改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条第一項の規定による改良地区内における土地の形質の変更等の許可

(二) 第九条第五項の規定による土地の原状回復等の命令に係る聴聞の実施

(三) 第二十一條第一項の規定による測量等のための土地の試掘等の許可

(四) 第三十四條の規定による市町村に対する報告及び資料の提出の要求、勧告、助言及び援助

十五 地方住宅供給公社法第四十條第一項の規定による地方公社に対する業務等の報告の要求

十六 地代家賃統制令第十七條の規定による借地又は借家に関する

別表第四

- 一 係長の専決事項
簡易な方式による照会、回答、督促及び付せん返戻
- 二 経理室長専決事項
一件二百万円未満の支出命令

報告の徴取

十七 県有建築物の修繕工事の起工の決定

鳥取県地方機関等事務決裁規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十八号

鳥取県地方機関等事務決裁規則

(目的)

第一条 この規則は、知事の権限に属する事務のうち地方機関及びその他の機関において処理するものの決裁に關し必要な事項を定め、もつて事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- 二 委任決裁 常時知事に代わつて自己の名において決裁することをいう。
- 三 専決 常時知事に代わつて決裁することをいう。
- 四 専決権者 専決することができる者をいう。
- 五 正当決裁権者 機関の長又は専決権者をいう。
- 六 代決 正当決裁権者が不在の場合に、正当決裁権者に代わつて決裁することをいう。
- 七 代決権者 代決することができる者をいう。
- 八 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。

九 地方機関 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十

三号)第二条第四項に規定する機関をいう。

十 その他の機関 鳥取県行政組織規則第二条第五項に規定する機関をいう。

十一 機関 地方機関及びその他の機関をいう。

(機関の長の委任決裁事項)

第三条 地方機関の長の委任決裁事項は、別表第一及び別表第二に掲げるとおりとし、その他の機関の長の委任決裁事項は、別表第三に掲げるとおりとする。

(委任決裁の留保)

第四条 知事は、この規則に定める委任決裁事項であつても、特に必要があるときは、自ら当該事項に係る事務を処理することができる。

2 知事は、前項の規定により事務を処理しようとするときは、あらかじめ、当該処理する事務及びこれを知事が処理する旨を告示するとともに、この規則に定めるところにより当該事務の処理を行なうこととされている者及び関係者にその旨を通知しなければならない。

(機関の長の専決事項)

第五条 地方機関の長の専決事項は、別表第四に掲げるとおりとし、その他の機関の長の専決事項は、別表第五に掲げるとおりとする。

(代決)

第六条 代決は、次の表の上欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第一順位者が行ない、正当決裁権者及び第一順位者がともに不在のときは、それぞれ当該下欄に掲げる第二順位者が行なうことができる。

正当 決裁権者	第一 順位者	第二 順位者
一 課を置く機関の長	庶務に関する事務を行なう課長	主務課長
二 次長を置く機関の長	次 長	
三 病院 の 長	副 院 長	事 務 長
四 一から三までに掲げる機関以外の機関の長	機関の長があらかじめ定める上席の吏員	

(委任決裁、専決又は代決に係る事務処理の制限)

第七条 機関の長、専決権者又は代決権者は、委任決裁、専決又は代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められるときは、上司の指揮を受けてこれを処理しなければならない。

- 一 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは決裁することが適当でないとき。

(類推による専決)

第八条 別表第四に掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、同表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

(機関の長の権限の専決)

第九条 機関の長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、知事の承認を得て所属職員に専決させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 福祉事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第二十号）
- 二 計量検定所長事務委任等に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十五号）
- 三 衛生事務に関する権限委任規則（昭和三十二年三月鳥取県規則第十五号）
- 四 婦人相談所長事務委任に関する規則（昭和三十三年六月鳥取県規則第十六号）
- 五 陸運事務所長事務委任に関する規則（昭和三十三年十二月鳥取県規則第五十六号）
- 六 労政事務所長に対する権限委任に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県規則第四十三号）
- 七 社会保険事務所長事務委任に関する規則（昭和三十六年二月鳥取県規則第四号）
- 八 地方農林振興局長事務委任等に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県規則第十四号）
- 九 地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年五月鳥取県規則第三十一号）

別表第一 地方機関の長の共通委任決裁事項

委任決裁事項

- 一 所属職員（以下「課員」という。）に対する旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理
- 二 課員の職務に専念する義務の免除（職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第六号）第二条、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十五号）第二条第一号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第一号（六日以内の場合を除く。）、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第二十七号の事由に該当する場合を除く。）
- 三 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答又は催告
- 四 課員の通動手当に係る確認及び決定
- 五 臨時的任用職員（任用期間が十六日未満の者に限る。）の任免及び給与の決定
- 六 内部組織の分掌事務の決定
- 七 課員の内部組織の所属への決定（内部組織の長に係るものを除く。）
- 八 課員の分担事務の決定
- 九 保存文書その他資料の閲覧の承認

別表第二 地方機関の長の個別委任決裁事項

十 鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）第五条の規定による職員住宅の管理（鳥取市所在の職員住宅を除く。）

地方機関の長

委任決裁事項

県税事務所長

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第九条の二第一項又は第二項の規定による納税者若しくは特別徴収義務者の相続人の代表者の指定の届出の受理又は当該代表者の指定
 - (二) 第十一条第一項又は第二項の規定による第二次納税義務者に対する徴収金の納付若しくは納入の告知又は督促
 - (三) 第十三条の規定による納税者又は特別徴収義務者に対する徴収金の納付又は納入の告知
 - (四) 第十三条の二の規定による徴収金の繰上徴収
 - (五) 第十四条の十六第一項の規定による質権又は抵当権を設定した財産が譲渡された場合の徴収金の徴収
 - (六) 第十四条の十七第二項の規定による仮登記がある財産の差押の通知
 - (七) 第十四条の十八第二項の規定による譲渡担保財産か

らの徴収金の徴収の告知及び通知

(六) 第十五条の規定による徴収金の徴収猶予の承認

(九) 第十五条の五の規定による滞納処分による財産の換価の猶予の承認

(一〇) 第十五条の七の規定による滞納処分の執行の停止

(一一) 第十六条第一項の規定による担保の徴収

(一二) 第十六条の三の規定による担保等の提供の命令

(一三) 第十六条の四第一項及び第二項の規定による保全差押金額の決定及び通知又は第十六条の四第九項若しくは第十項の規定による差し押さえるべき財産に不足があると認められる場合における交付要求若しくは差し押さえた金銭がある場合における供託

(一四) 第十七条の規定による過誤納金の還付

(一五) 第十七条の二の規定による過誤納金の徴収金への充当

(一六) 第十七条の四第一項の規定による過誤納金に係る還付加算金額の決定

(一七) 第二十条第五項の規定による徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類の送達に係る記録の作成

(一八) 第二十条の二の規定による徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類の公示送達

(一九) 第二十条の九の三の規定による延滞金の免除

(二〇) 第二十条の十第一項の規定による納税証明書の交付

(二一) 第五十三条第一項の規定による法人等の県民税の申告書の受理

(二二) 第五十五条の規定による法人税額の更生又は決定

(二三) 第五十六条第三項の規定による法人等の県民税に係る延滞金額の減免

(二四) 第五十八条第一項の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正

(二五) 第六十一条の規定による法人等の県民税の減免

(二六) 第六十三条第一項の規定による法人の県民税についての法人税に関する書類の閲覧又は記録の請求

(二七) 第六十四条第二項の規定による法人等の道府県民税に係る延滞金額の減免

(二八) 第七十二条の九の規定による事業税の納税管理人の選任申告の受理

(二九) 第七十二条の二十第三項の規定による精練事業に係る事業税の課税標準とすべき所得の区分計算の方法の承認

(三〇) 第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九、第七十二条の三十、第七十二条の三十一、第七十二条の三十二及び第七十二条の三十三の規定による法人の事業税に係る申告書の受理

(三一) 第七十二条の二十五第二項ただし書の規定による法人の事業税に係る申告納付期限の延長の承認

(三二) 第七十二条の三十三の二の規定による法人の事業税に係る更正の請求の受理及び当該請求に係る課税標準

額等の更生

㉓ 第七十二条の三十四の規定による法人の事業税の賦課徴収について必要な書類の提出の要求

㉔ 第七十二条の三十九の規定による法人の事業税額の更生又は決定

㉕ 第七十二条の四十第一項又は第二項の規定による税務官署に対する法人税に係る更正又は決定の請求

㉖ 第七十二条の四十一の規定による調査による法人の事業税額の更正又は決定

㉗ 第七十二条の四十二の規定による調査による法人の事業税額の更正又は決定の通知

㉘ 第七十二条の四十三の規定による法人の事業税に係る同族会社の行為又は計算の否認

㉙ 第七十二条の四十四第四項の規定による法人の事業税に係る更生又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合における延滞金額の減免

㉚ 第七十二条の四十五第三項の規定による法人の事業税に係る延滞金額の減免

㉛ 第七十二条の四十六の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の徴収

㉜ 第七十二条の四十七第一項又は第二項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の徴収

㉝ 第七十二条の四十九第一項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行なう

法人の事業税に係る課税標準の総額の更正又は決定

㉞ 第七十二条の五十第一項又は第三項の規定による個人の事業税の課税標準とすべき所得の決定又は個人の事業税に係る課税標準額の更正の請求

㉟ 第七十二条の五十三第二項の規定による個人の事業税に係る延滞金額の減免

㊱ 第七十二条の五十四第一項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行なう個人の事業税に係る課税標準とすべき所得の総額の決定

㊲ 第七十二条の五十五の規定による個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の受理

㊳ 第七十二条の五十八の規定による個人の事業税の課税標準とすべき賦課に係る個人の所得の税務官署への通知

㊴ 第七十二条の五十九の規定による事業税の賦課徴収についての法人税若しくは所得税に関する書類の閲覧又は記録の請求

㊵ 第七十二条の六十二の規定による事業税の減免

㊶ 第七十三条の十の規定による不動産取得税に係る納税管理人の選任の申告の受理

㊷ 第七十三条の二十一第一項又は第二項の規定による不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定

㊸ 第七十三條の二十三の規定による固定資産課税台帳

等の閲覧又は記録の請求

(四) 第七十三条の三十二第二項の規定による不動産取得税に係る延滞金額の減免

(五) 第八十一条の規定による娯楽施設利用税に係る納税管理人の選任の申告の受理

(六) 第九十四条の規定による娯楽施設利用税に係る課税標準額若しくは税額の更正又は決定

(七) 第九十五条第三項の規定による更正又は決定をした場合における娯楽施設利用税に係る延滞金額の減免

(八) 第九十六条第二項の規定による納期限までに納入金を納入しなかつた場合における娯楽施設利用税に係る延滞金額の減免

(九) 第九十七条第一項又は第二項の規定による娯楽施設利用税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の徴収

(十) 第九十八条第一項又は第二項の規定による娯楽施設利用税に係る重加算金額の徴収

(十一) 第二百二十条第一項又は第二項の規定による料理飲食等消費税に係る特別徴収義務者としての登録の申請の受理及び当該申請をした者に対する証拠の交付

(十二) 第二百二十二条の二の規定による料理飲食等消費税の徴収猶予

(十三) 第二百二十二条の三第一項の規定による料理飲食等消費税に係る徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

(十四) 第二十四条の規定による料理飲食等消費税の納入

申告若しくは申告に係る課税標準額若しくは税額の更正又は決定

(十五) 第二十四条の三の規定による料理飲食等消費税の賦課徴収についての所得税若しくは法人税に関する書類の閲覧又は記録の請求

(十六) 第二十五条第三項の規定による更正又は決定をした場合における料理飲食等消費税に係る延滞金額の減免

(十七) 第二十六条第二項の規定による納期限までに納入金を納入しなかつた場合等における料理飲食等消費税に係る延滞金額の減免

(十八) 第二十七条第一項又は第二項の規定による料理飲食等消費税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の徴収

(十九) 第二十八条第一項又は第二項の規定による料理飲食等消費税に係る重加算金額の徴収

(二十) 第二十五条七条の規定による自動車税の納税管理人の選任の申告の受理

(二十一) 第六十二条の規定による自動車税の減免

(二十二) 第六十三条第三項の規定による自動車税に係る延滞金額の減免

(二十三) 第九十条の規定による鉱区税の納税管理人の選任の申告の受理

- (四) 第九十四条の規定による鉱区税の減免
- (五) 第九十六条第二項の規定による鉱区税に係る延滞金額の減免
- (六) 第二百四十八条の規定による狩猟免許税の減免
- (七) 第二百四十九条第二項の規定による狩猟免許税に係る延滞金額の減免
- (八) 第七百条の十一第二項の規定による軽油引取税に係る納入申告書の受理
- (九) 第七百条の十二第一項又は第二項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請の受理及び当該申請をした者に対する証票の交付
- (十) 第七百条の十五第二項の規定による軽油引取税に係る免税証の交付
- (十一) 第七百条の二十一第一項の規定による軽油引取税に係る徴収猶予
- (十二) 第七百条の二十一の二第一項の規定による軽油引取税に係る徴収不能額等の還付又は納入義務の免除
- (十三) 第七百条の二十二の規定による軽油を返還した場合及び引取後において免税用途に供した場合における軽油引取税額の還付
- (十四) 第七百条の二十九の規定による軽油引取税の減免
- (十五) 第七百条の三十の規定による軽油引取税に係る課税標準量又は税額の更正又は決定
- (十六) 第七百条の三十一第三項の規定による軽油引取税に

- 係る更生又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合における延滞金額の減免
- (十七) 第七百条の三十二第二項の規定による軽油引取税に係る納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合における延滞金額の減免
 - (十八) 第七百条の三十三第一項又は第二項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の徴収
 - (十九) 第七百条の三十四第一項又は第二項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の徴収
 - (二十) 第七百四十三条の規定による大規模の償却資産の価格等の決定
 - (二十一) 第七百四十五条第一項において準用する第三百六十七条の規定による固定資産税の減免
 - (二十二) 第七百四十五条第一項において準用する第三百六十九条第二項の規定による固定資産税に係る延滞金額の減免
 - (二十三) 第七百四十五条第二項の規定による固定資産税に係る不足税額の追徴
- 二 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十二条第一項の規定による納税管理人に係る不

申告に関する過料の徴収

- (一) 第二十三条第一項又は第二項の規定による申告等の期限の延長の決定
- (二) 第二十八条の二の規定による納税証明書の交付の請求書の受理
- (三) 第三十七条第一項の規定による個人の県民税の賦課徴収に関する報告の受理
- (四) 第三十八条の規定による個人の県民税に係る徴収取扱費の算定に関する報告の受理
- (五) 第五十四条の規定による新設法人等の設立の日等についての届出の受理
- (六) 第五十七条の規定による個人の事業税の納期の決定
- (七) 第六十三条の規定による不動産取得税の納期の決定
- (八) 第六十四条の規定による不動産の取得に係る申告又は報告の受理
- (九) 第六十五条の規定による不動産の取得に係る不申告等に関する過料の徴収
- (一〇) 第六十六条の二の規定による固定資産課税台帳に登録された不動産の価格の決定について参考となるべき事項の通知の受理
- (一一) 第六十七条の規定による住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の減額に関する申請書の受理
- (一二) 第六十八条第一項の規定による住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申請

書の受理

- (一三) 第六十八条の二の規定による住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の還付申請書の受理
- (一四) 第六十八条の三の規定による被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額に関する申請書の受理
- (一五) 第六十八条の四第一項の規定による被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告書の受理
- (一六) 第六十八条の五の規定による譲渡担保財産の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告書の受理
- (一七) 第六十八条の六の規定による譲渡担保財産の取得に對して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請書の受理
- (一八) 第六十八条の七の規定による譲渡担保財産の取得に對して課する不動産取得税の還付申請書の受理
- (一九) 第六十八条の八の規定による防災建築街区造成組合の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告書の受理
- (二〇) 第六十八条の九第一項の規定による防災建築街区造成組合の取得に對して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請書の受理
- (二一) 第六十八条の十の規定による事業協同組合等の取得

に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告書の受理

(三) 第六十八条の十一第一項の規定による事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請書の受理

(四) 第六十八条の十二の規定による贈与により農地及び採草放牧地を取得した場合の不動産取得税の納期限の延長に関する申告の受理

(五) 第六十九条の規定による地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書の受理

(六) 第七十八条第二項ただし書の規定による娯楽施設利用税に係るみなす課税の除外の承認

(七) 第七十九条第四項の規定による娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定

(八) 第八十二条第一項の規定による娯楽施設利用税の特別徴収義務者としての登録の申請の受理

(九) 第八十三条の規定による娯楽施設利用税に係るみなす課税の納税者としての申告書の受理

(十) 第八十四条第一項又は第四項の規定による娯楽施設利用税に係る利用券用紙の交付又は受理

(十一) 第八十五条第一項又は第二項の規定による娯楽施設利用税に係る利用券引換券の交付又は検印の押捺

(十二) 第八十五条第三項において準用する第八十四条第四

項の規定による娯楽施設利用税に係る利用券引換券用紙の受理

(十三) 第八十六条第一項又は第二項の規定による娯楽施設利用税に係る県が作成する用紙以外の用紙による利用券若しくは利用券引換券の発行の承認又は利用券若しくは利用券引換券の検印の押捺

(十四) 第八十七条第二項又は第三項の規定による娯楽施設利用税に係る納入申告書の受理又は納入に係る期間及び期限の指定

(十五) 第八十八条の規定による娯楽施設利用税に係る納付申告書の受理

(十六) 第八十八条の三の規定による娯楽施設利用税に係る納期の決定

(十七) 第八十八条の四の規定による娯楽施設利用税の賦課徴収に関する申告書の受理

(十八) 第八十八条の五の規定による娯楽施設利用税に係る不申告に関する過料の徴収

(十九) 第九十四条の二第四項又は第五項の規定による奉仕料の額が他の料金の百分の十以下である旅館等の指定又は当該指定に係る要件を備えるものに該当しなかつた旨の申告の受理

(二十) 第九十四条の三第四項又は第六項の規定によるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払つて飲食を行なう場所の指定又は当該指定された場所に該当しなくなつた

旨の申告の受理

- (四) 第九十八条第一項又は第二項の規定による料理飲食等消費税に係る納入申告書の受理又は料理飲食等消費税の納入に係る期間及び期限の指定
- (四) 第九十八条の三の規定による料理飲食等消費税に係る徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に関する申請書の受理
- (四) 第九十九条の規定による料理飲食等消費税に係る納入申告書の受理又は課税標準額の算定期間及び納期限の指定
- (四) 第一百一条の二第二項又は第三項の規定による料理飲食等消費税に係る専ら免税点以下の料金で飲食物を提供する場所の指定又は当該場所に該当しなくなつた旨の申告の受理
- (四) 第一百二条の規定による料理飲食等消費税に係る県が交付する公給領収証等の用紙の交付
- (四) 第一百三十二条の規定による料理飲食等消費税に係るチケットを使用する場所の指定
- (四) 第一百四十一条の規定による料理飲食等消費税に係る帳簿を使用する場所の承認
- (四) 第一百五十一条の規定による料理飲食等消費税に係る県の交付する用紙による領収証等によることが適当でないこと認められる場所の指定
- (四) 第一百三十三条第二項の規定による自動車税に係る納期

の決定

- (四) 第一百四十二条の規定による自動車税の賦課徴収に関する申告書の受理
- (四) 第一百五十一条の規定による自動車税に係る不申告に関する過料の徴収
- (四) 第一百六条の二第一項又は第三項の規定による自動車税の減免又は減免事由がやんだ旨の申告の受理
- (四) 第二十一条第二項の規定による釧区税に係る納期の決定
- (四) 第二十二條の規定による釧区税に係る賦課徴収に関する申告書の受理
- (四) 第二十三条第一項の規定による釧区税に係る不申告に関する過料の徴収
- (四) 第二十七条第二項の規定による狩猟免許税に係る納期の決定
- (四) 第三十四条第一項の規定による固定資産税に係る不申告に関する過料の徴収
- (四) 第三十五条第一項の規定による固定資産税の減免
- (四) 第三十八条の規定による軽油引取税に係る課税免除の承認
- (四) 第四十二条の二の規定による軽油引取税の特別徴収義務者に対する担保又は金銭の提供の命令
- (四) 第四十五条の規定による軽油引取税に係る納付申告書の受理

福祉事務所長

- (四) 第四百四十六条の規定による免税軽油使用者証の交付、書換又は返納
 (四) 第四百四十七条第四項の規定による軽油引取税に係る免税証の交付
 (四) 第四百四十八条の規定による他の道府県知事への免税証の交付申請に係る届出書の受理
 (四) 第五十一条第二項の規定による免税軽油以外の軽油の引取を行なった後において当該引取に係る軽油を免税用途に供した場合における承認書の交付
 一 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第十七条第一項の規定による民生委員の指揮監督（市の区域に置かれた民生委員の指揮監督を除く。）
 (二) 第十八条の規定による民生委員の指導訓練の実施（市の区域に置かれた民生委員の指導訓練の実施を除く。）
 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 (一) 第二十四条の規定による保護の開始又は変更の申請があつた場合のその要否等の決定及びこれの申請者への通知
 (二) 第二十五条の規定による職権による保護の種類等の決定及び開始、保護の変更の決定及びその被保護者へ

- の通知又は保護の実施
 (二) 第二十六条の規定による保護の停止又は廃止の決定
 (四) 第二十七条の規定による被保護者に対する生活の維持等に必要な指導又は指示
 (五) 第二十八条の規定による要保護者の居住の場所への立入り及びその者の資産状況等の調査の実施若しくはその者に対する医師等の検診を受けるべき旨の命令又は保護の開始等の申請の却下若しくは保護の変更、停止若しくは廃止
 (六) 第四十八条第四項の規定による被保護者についての保護の変更、停止又は廃止を必要とする旨の届出の受理
 (七) 第六十二条第三項及び第四項の規定による保護の変更、停止若しくは廃止又はこれらの処分に係る弁明機会との供与
 (八) 第六十三条の規定による被保護者がその受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならない額の決定
 (九) 第七十六条の規定による死者の遺留の金銭等の保護費への充当又は遺留金品の売却及びその代金の保護費への充当
 (三) 第七十七条の規定による被保護者に対して扶養の義務の履行しなければならない者からの保護費の費用の徴収

- (一) 第七十八条の規定による不実の申請等により保護を受けた者等からの保護費の費用の徴収
- (二) 第八十条の規定による前渡しした保護金品の返還の免除
- (三) 第八十一条の規定による後見人選任の請求
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十八条の規定による身体障害者の診査、更生相談又は医療等を必要とする者に対する医療保健施設への紹介等の措置の実施
 - (二) 第十九条の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給決定
 - (三) 第二十条の規定による補装具の交付若しくは修理若しくは補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給又は補装具の交付若しくは修理の委託
 - 四 第二十一条の二の規定による補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給額の決定
 - 五 第二十三条の規定による売店の設置等を円滑にするための公共施設管理者との協議又は売店設置の可能な場所等の調査及びその結果の身体障害者へ知らせる措置の実施
- 六 第三十八条の規定による身体障害者等に対する行政措置に要する費用の指定医療機関等への支払いの命令、

- 支払いを命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかった場合のその支払わなかった額の徴収又は補装具の交付等が行なわれた場合のこれに要する費用の徴収
- 四 精神薄弱者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十六条の規定による精神薄弱者等を精神薄弱者福祉司等に指導させる等の措置の実施
 - (二) 第二十七条の規定による精神薄弱者等からの精神薄弱者援護施設に入所中に要する費用の徴収
- 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十一条の規定による六十五歳以上の者等を社会福祉主事に指導させる等の措置の実施
 - (二) 第二十七条の規定による死者の遺留の金銭等の葬祭の措置に要する費用への充当又は遺留金品の売却及びその代金の葬祭の措置に要する費用への充当
 - (三) 第二十八条の規定による養護老人ホーム等へ措置した者等からの当該措置に要する費用の徴収
 - (四) 第三十六条の規定による措置を受け又は受けようとする老人等の資産等の状況等の調査の囑託又は銀行等への報告の請求
- 六 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第六条の規定による養護老人ホーム等の被収容者の措置の変更等の届け出の受理

七 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十四条の規定による救助に関する業務への従事命令（倉吉市の区域内の災害に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域内の災害に係るものについては西部福祉事務所長。以下この項の第七号(二)及び(三)において同じ。）

(二) 第二十五条の規定による救助に関する業務への協力命令

(三) 第二十六条第一項の規定による病院等の管理、土地等の使用又は物資の生産等を業とする者に対する物資の保管命令若しくは物資の収用

(四) 第二十七条の規定による施設等への立入検査の実施又は物資を保管させた者からの報告の徴収（当該立入検査の場所又は保管させた場所が倉吉市の区域内である場合は中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域内である場合は西部福祉事務所長）

(五) 第二十八条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用又は有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の命令（当該公衆電気通信設備等の所在の場所が倉吉市の区域内である場合は中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域内である場合は西部福祉事務所長）

八 災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号）第四条第三

項の規定による救助の実施に従事できない旨の届出の受理又は救助に関する業務への従事命令の取消し（倉吉市の区域内の災害に係るものについては中部福祉事務所長、米子市、境港市の区域内の災害に係るものについては西部福祉事務所長）

九 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）第五条の規定による行旅病人又はその同伴者の引取り（町村長が救護した者に限る。）

十 行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並ニ取扱ニ関スル件（明治三十二年内務省令第二十三号）第六条の規定による行旅病人等の救護の委託（町村長が救護した者に係る委託に限る。）

十一 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則（昭和二十三年鳥取県規則第三十一号）第五条ただし書の規定による県に請求することができる費用の範囲又は限度の特別の事由による承認（町村の区域に係るものに限る。）

十二 戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第十三条第一項又は附則第八条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項又は第四項の規定による更生医療の給付の決定又は更生医療に要する費用の支給の決定（市の区域に居住する者への支給決定を除く。）

- (一) 第二十一条第一項の規定による補装具の支給若しくは修理又は補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定(市の区域に居住する者への支給決定を除く。)
- 十三 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十三条の規定による更生医療券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。)
- (二) 第十五条の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。)
- 十四 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)第十七条の規定による社会福祉法人の経営する公益質屋の業務に関する報告の命令、書類帳簿の徴収又は業務若しくは会計の検閲
- 十五 公益質屋法施行規則(昭和二年内務省令第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条の規定による公益質屋の業務を開始する旨の届出の受理(鳥取市の区域に所在する公益質屋に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に所在する公益質屋に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に所在する公益質屋に係るものについては西部福祉事務所長。以下この号の(二)において同じ。)

- (二) 第四条の規定による公益質屋の業務を廃止する旨の届出の受理
- 十六 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十七条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第九十三条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収(鳥取市の区域に所在する組合に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に所在する組合に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に所在する組合に係るものについては西部福祉事務所長。以下この号の(二)及び(三)において同じ。)
- (二) 第九十三条の二の規定による組合員等に関する報告の徴収
- (三) 第九十四条の規定による組合の業務又は会計の検査
- 十七 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条第四項の規定による児童委員の指揮監督(町村の区域におかれた児童委員に係るものに限り。)
- (二) 第二十一条の六第一項及び第三項の規定による補装具の交付若しくは修理並びに補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給決定(鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の

区域に係るものについては西部福祉事務所長)

(三) 第二十二条及び第二十三条の規定による助産施設又は母子寮への入所措置

(四) 第三十条の二の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収(助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設の長に係るものに限る。)

(五) 第三十五条第三項の規定による児童福祉施設の認可(町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所、児童厚生施設に係るものうち、一部変更のものに限る。)

(六) 第四十六条第一項及び第二項の規定による報告の徴収、実地監督、改善の勧告及び命令(町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。)

(七) 第五十三条の二の規定による町村の事務処理状況の実地調査

(八) 第五十六条第一項、第二項、第三項、第五項及び第六項の規定による費用の徴収及び負担命令(鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長)

十八) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十二条の二の規定による実地検査(町村の区域に所在

する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。)

十九) 母子福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十条の規定による母子福祉資金の貸付(母子福祉団体に対する貸付並びに一時償還の決定、償還の免除の決定及び貸付金の停止の決定に関するものを除く。)(鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長)

二十) 母子福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)第十六条の規定による違約金の徴収金額の決定並びに徴収(鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長)

二十一) 鳥取県福祉生奨学金貸与規則(昭和二十七年鳥取県規則第四十一号)第十四条第一項の規定による福祉生に貸与した奨学金の徴収(鳥取市の区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長)

老人福祉法の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条第一項第二号の規定による市長からの収容の

母来寮長

<p>児童相 談所長</p>	<p>身体障 害者更 生指導 所長</p>	<p>岩井長 者寮長</p>	<p>受託</p>
<p>一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p>	<p>身体障害者福祉法の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十八条第一項第三号の規定による市長からの收容の受託</p> <p>(二) 第三十五条第一項第二号の規定により市長が支弁する市長からの收容の受託に係る費用の徴収</p>	<p>一 鳥取県立社会福祉施設の設定及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条の規定による岩井長者寮の利用の許可</p> <p>(二) 第五条の規定による岩井長者寮の使用料の徴収</p> <p>二 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十一条の規定による使用料の徴収猶予の決定</p> <p>(二) 第十三条の規定による承認を必要とする行為の承認</p> <p>(三) 第十五条の規定による岩井長者寮の適正な維持管理を図るための措置の指示</p>	<p>(二) 第二十一条の規定により市長が支弁する市長からの收容の受託に係る費用の徴収</p>
<p>婦人相 談所長</p>	<p>売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三十四条第二項の規定による要保護女子の保護更生のための必要な処置</p> <p>(二) 要保護女子の一時保護の決定</p> <p>(三) 要保護女子の施設への入所及び退所の決定</p>	<p>(一) 第二十七条第一項第一号、第二号、第四号、第六項及び第七項の規定による児童の措置(里親及び保護受託者の認定を除く。)</p> <p>(二) 第二十八条の規定による保護者から隔離の措置</p> <p>(三) 第三十条第一項及び第二項の規定による同居児童の届出の受理</p> <p>(四) 第三十条の二の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収(助産施設、母子寮、保育所、児童厚生施設の長に係るものを除く。)</p> <p>(五) 第三十三条の規定による児童の一時保護の受託</p> <p>(六) 第四十七条の規定による縁組承諾の許可</p> <p>二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九条の四の規定による里親及び保護受託者の指導担当職員の指定</p> <p>(二) 第九条の五の規定による居住地変更の通知</p> <p>三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第二十七条の規定による措置変更等の届出の受理</p>	

保 育 専 門 学 院 長	し か の 和 泉 荘 所 長	保 健 所 長
<p>鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号）第三条の規定による学院の入学の許可</p>	<p>一 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第三条の規定によるしかの和泉荘の利用の許可 (二) 第六条の規定によるしかの和泉荘使用料の減免</p> <p>二 鳥取県立しかの和泉荘管理規則（昭和四十年三月鳥取県規則第十号）第四条の規定によるしかの和泉荘の利用の許可の取消し又は必要な措置の命令</p>	<p>一 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第十条の規定による薬局の廃止等の届出の受理 (二) 第三十八条において準用する第十条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理 (三) 第三十九条の規定による医療用具を業として販売しようとする者からの届出の受理</p> <p>四 第四十条において準用する第十条の規定による医療用具の販売業の廃止等の届出の受理</p> <p>五 第六十九条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医薬品等の収去の実施</p>
<p>二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第七条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理 (二) 第十条第一項の規定による毒物又は劇物販売業者の氏名等の変更等の届出の受理 (三) 第十七条の規定による毒物劇物営業業者等からの報告の徴収又はこれらの者の店舗等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去</p> <p>四 第二十一条の規定による毒物又は劇物販売業者等からの現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理</p> <p>五 第二十二条第一項から第三項までの規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者の氏名等の届出の受理</p> <p>三 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第五条の規定による毒物劇物取扱責任者を置いた場合又は変更した場合その者の履歴書等の届出の受理又はこれの厚生大臣への送付 (二) 第十六条の規定による毒物又は劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証の受理及びこれの厚生大臣への送付若しくは販売業者の登録票の受理又は登録簿又は特定毒物研究者名簿の</p>		

処分の要旨の記載及び登録票又は許可証の交付

四 採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第百六十号）第十二条の規定による業として人体から採血することの許可を受けた者等からの報告の徴収又は採血を行なう場所等への立入り及び帳簿等の検査若しくは関係者への質問の実施

五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十二条の規定による覚せい剤施用機関である病院等への立入り及び帳簿等の検査、覚せい剤等の収去又は覚せい剤施用機関の開設者等に対する質問の実施

六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第二項の規定による往診のみによつて診療に従事する医師等に対する報告の命令又は検査のための診療録等の提出要求

(二) 第七条第一項又は第二項の規定による診療所又は助産所の開設の許可又は病床数等の変更の許可

(三) 第八条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理

(四) 第九条の規定による診療所又は助産所の休止等の届出の受理

(五) 第十二条第一項ただし書の規定による診療所又は助産所の開設者が他の者にその管理をさせる場合の許可（一の保健所の管轄区域内に係るものに限る。）

(六) 第十二条第二項の規定による診療所又は助産所を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可

（当該病院等が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所の管轄区域内に所在する場合に限る。）

(七) 第十八条ただし書の規定による診療所に専属薬剤師を置かないことの許可

(八) 第二十四条の規定による診療所又は助産所の開設者に対する診療所又は助産所の施設の使用の制限等の命令

(九) 第二十五条第一項の規定による診療所又は助産所の開設者等に対する報告の命令及び診療所又は助産所への清潔保持の状況等の立入検査の実施

(一〇) 第二十七条の規定による診療所又は助産所の構造設備の検査及び許可証の交付

(一一) 第二十八条の規定による診療所又は助産所の管理者の変更の命令

(一二) 第三十条の規定による処分を受ける者に対する弁明の機会供与（第二十九条に規定する処分を受ける者に係るものを除く。）

七 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）に

基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による病院を開設した者、医師又は歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産婦で

ない者で助産所を開設したもののからの住所等の変更の届出の受理又は診療所を開設した医師等又は助産所を開設した助産婦からの届け出た事項の変更の届出の受理

(二) 第四条の二の規定による診療所又は助産所の開設の許可を受けた者からの開設年月日等の届出の受理又は届け出た事項の変更の届出の受理

八 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十四条の規定によるエックス線装置を備えた診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理

(二) 第二十五条の規定による診療用高エネルギー放射線発生装置を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理

(三) 第二十六条の規定による診療用放射線照射装置を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理

(四) 第二十七条の規定による診療用放射線照射器具を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理

(五) 第二十八条の規定による診療用放射性同位元素を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理

(六) 第二十九条の規定による診療所の管理者からの診療

所のエックス線装置の製作者等の変更の届出の受理、診療所にエックス線装置等を備えなくなつた旨の届出の受理又は診療所に診療用放射性同位元素を備えなくなつたときの放射性同位元素による汚染の除去等の措置の概要の届出の受理

九 歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十一条の規定による歯科技工所の開設の場所等の届出の受理若しくは届け出た事項の変更の届出の受理又は歯科技工所の休止若しくは廃止若しくは再開の届出の受理

(二) 第二十四条の規定による歯科技工所の開設者に対する構造設備の改善の命令

(三) 第二十七条第一項の規定による歯科技工所の開設者若しくは管理者等に対する報告の命令又は歯科技工所への立入及び清潔保持の状況等の検査の実施

十 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十七条第二項の規定による照射録の提出の要求又は照射録の検査の実施

十一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第八条の規定による施術者に対する業務に関する指

示

(二) 第十条第一項の規定による施術者に対する報告の要求又は施術所の臨検若しくは検査の実施

(三) 第十一条第二項の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造の命令

(四) 第十二条の二第二項において準用する第八条の規定による医業類似行為を業として行なうことができる者に対する業務に関する指示

(五) 第十二条の二第二項において準用する第十条第一項の規定による医業類似行為を業として行なうことができる者に対する報告の要求又はその行為をする所の臨検若しくは検査の実施

(六) 第十二条の二第二項において準用する第十一条第二項の規定による医業類似行為をする所の使用の制限若しくは禁止又は修善若しくは改造の命令

(七) 第十二条の三の規定による医業類似行為を業とする者の業務の停止又は禁止

十二 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）に基づく知事の権限のうち次に掲げるもの
 (一) 第二十四条の規定による施術所の開設者の住所等の届出の受理、開設者の住所等の変更があつた旨の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理

(二) 第二十四条の二の規定による専ら出張のみによつて

業務に従事する施術者の業務の開始の届出の受理又はその者の業務の休止若しくは廃止若しくは休止した業務の再開の届出の受理

(三) 第二十四条の三の規定による住所地又は施術所所在地が鳥取県以外の施術者が鳥取県に滞在して業務を行なう旨の届出の受理

(四) 第二十六条の二において準用する第二十四条の規定による医業類似行為をする所の開設者の住所等の届出の受理、開設者の住所等の変更が似つた旨の届出の受理又は医業類似行為をする所の休止若しくは廃止若しくは休止した医業類似行為をする所の再開の届出の受理

(五) 第二十六条の二において準用する第二十四条の二の規定による専ら出張のみによつて業務に従事する医業類似行為をする者の業務の開始の届出の受理又はその者の業務の休止若しくは廃止若しくは休止した業務の再開の届出の受理

(六) 第二十六条の二において準用する第二十四条の三の規定による住所地又は医業類似行為をする所の所在地が鳥取県以外の医業類似行為をする者が鳥取県に滞在して業務を行う旨の届出の受理

十三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行細則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十号）第八条第二項の規定による施術者があ

ん摩マツサージ指匠師、はり師、きゆう師、柔道整復師
法施行規則の施行地外に住所を移す旨の届出の受理

十四 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第
十九条第一項の規定による死体の保存の許可

十五 胞衣埋没取締条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第
二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に
掲げるもの

(一) 第二条の規定による胞衣埋没地の設置の許可

(二) 第三条の規定による胞衣埋没場の区域の拡張等の許
可

(三) 第六条の規定による胞衣埋没の取扱いを業とするこ
との許可

十六 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に
基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十七条(第二十九条において準用する場合を含
む。)の規定による関係者に対する報告の請求、営業
の場所等の臨検及び販売の用に供する食品等の検査又
は販売の用に供する食品等の収去の実施

(二) 第十九条第三項の規定による営業の施設等について
の監視又は指導の実施

(三) 第十九条の二第六項の規定による食品衛生管理者の
氏名等の届出の受理又は食品衛生管理者の変更の届出
の受理

(四) 第二十一条の規定による飲食店営業等を営むことの
許可

(五) 第二十二条(第二十九条において準用する場合を含
む。)の規定による食品等の廃棄等の命令又は営業の
停止

(六) 第二十三条(第二十九条において準用する場合を含
む。)の規定による営業の停止

(七) 第二十四条(第二十九条において準用する場合を含
む。)の規定による施設の整備改善の命令又は営業の
停止

十七 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十
三号)第二十一条の規定による申請事項の変更届の受理

十八 食品衛生法施行細則(昭和三十一年十一月鳥取県規
則第四十九号)第十八条の規定による飲食店営業等の営
業の廃止等の届出の受理

十九 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による犬の登録又は鑑札の交付

(二) 第十四条の規定による病性鑑定のための犬の死体の
解剖等の許可

(三) 第十八条の規定によるけい留命令が発せられている
にかかわらずけい留されていない犬の抑留の実施

(四) 第二十一条の規定による抑留所の管理の実施

二十 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十
六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げ
るもの

(一) 第一条の規定による鑑札の再交付

(二) 第二条の規定による鑑札の交付、犬の旧所在地の都道府県知事への犬の新所在地の通知又は犬の新所在地の通知を受けた場合のその犬の原簿の通知した都道府県知事への送付

二十一 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による犬の所有者の住所を移した旨等の届出の受理

(二) 第七条の規定による犬の所在地を移した旨の届出の受理

(三) 第八条の規定による犬が死亡した旨等の届出の受理
 四 第九条の規定による犬の所有者がかつたときの新旧の所有者の氏名等の届出の受理

二十二 へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定によるへい獣処理場以外の施設又は区域でへい獣の解体等を行なうことの許可

(二) 第六条の規定によるへい獣処理場の設置者等に対する報告の請求又はへい獣処理場への立入り及びその構造設備等の検査

(三) 第六条の二の規定によるへい獣処理場の構造設備の

公衆衛生上必要な基準に適合するため必要な措置等の命令

(四) 第八条において準用する第六条の規定による魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設の設置者等に対する報告の請求又はその施設への立入り及びその構造設備等の検査

(五) 第八条において準用する第六条の二の規定による魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令

(六) 第九条第一項の規定による牛等の飼養等について許可を受けなければならない区域内における牛等の飼養等の許可

(七) 第九条第四項の規定による牛等の飼養等について許可を受けなければならない区域として新たに指定された区域内において牛等の飼養等をしている場合における動物の種類等の届出の受理

(八) 第九条第五項において準用する第六条の規定による牛等の飼養等をする施設の設置者等に対する報告の請求又はその施設への立入り及びその構造設備等の検査

(九) 第九条第五項において準用する第六条の二の規定による牛等の飼養等をする施設の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令

二十三 へい獣処理場等に関する法律施行規則（昭和二十

三年厚生省令第三十号) 第三条の規定によるへい獣処理場の設置の許可の申請書に記載した事項の変更等の届出の受理

二十四 へい獣処理場等に関する法律施行細則(昭和三十一年十一月鳥取県規則第八十号) 第二条第二項の規定による管理者の氏名及び住所変更の届出の受理

二十五 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定によると畜場以外の場所で自己及びその同居者の食用に供する目的で獣畜をと殺する場合の届出の受理又はと畜場以外の場所において獣畜のと殺等をする者に対すると殺等の取扱方法等の指示

(二) 第十条の規定による獣畜のと殺又は解体に係る獣畜の検査

(三) 第十二条の規定による獣畜のと殺又は解体の禁止の措置等の実施

四 第十三条の規定によると畜場の設置者等からの報告の徴取又はと畜場への立入り及び公衆衛生上必要な措置等の実施の状況の検査

二十六 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

九 第三条第二号の規定によると畜場以外の場所においてと殺することがやむを得ない地域の指定又はその地

域における獣畜のと殺の許可

(一) 第四条の規定による獣畜の検査の申請書の受理

(二) 第六条の規定によると畜場内で解体された獣畜の肉等で検査に合格したものへの検印の押印

二十七 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による魚介類行商を営むことの許可

(二) 第四条の規定による行商鑑札の交付

(三) 第七条の規定による行商鑑札の再交付

四 第十条の規定による魚介類行商者への報告の請求又は検査の実施

(五) 第十一条の規定による食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置の命令

(六) 第十二条の規定による営業の停止の命令又は魚介類行商の許可の取消し

二十八 鳥取県魚介類行商条例施行規則(昭和四十年六月鳥取県規則第二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による魚介類行商の許可に係る営業用の容器への標識のはり付け

(二) 第九条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理

(三) 第十条の規定による魚介類行商の廃業に係る廃業届

の受理

二十九 飼い犬管理条例（昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による飼い犬のけい留等の措置の実施の命令

(二) 第六条第一項の規定による飼い主の土地等への立入り及び調査又は質問の実施

三十 温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条の規定による温泉を公共の浴用等に供することの許可

(二) 第十六条第一項の規定による温泉源より温泉を採取する者等に対する温泉のゆう出量等についての報告の命令

(三) 第十七条第一項の規定による温泉の利用施設への立入り及び温泉のゆう出量などについての検査の実施

三十一 温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第五条第一項の規定による温泉の成分等の掲示の内容の届出の受理

三十二 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による理容師の健康診断の施行又は業務の停止

(二) 第十条第二項の規定による理容師の業務の停止

(三) 第十一条の規定による理容所の位置等の届出の受理又は廃止の届出の受理

(四) 第十一条の二の規定による理容所の構造設備の検査及び確認

(五) 第十三条第一項の規定による理容所への立入り及び皮ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査

三十三 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第二項の規定による実地習練の実施についての指導

三十四 理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第二項の規定による理容師の免許証の受理

(二) 第十七条の規定による実地習練を行なう者の氏名等を記載した届出書の受理

三十五 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による美容師の健康診断の施行又は業務の停止

(二) 第十条第二項の規定による美容師の業務の停止

(三) 第十一条の規定による美容所の位置等の届出の受理又は廃止の届出の受理

四 第十二条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認

(四) 第十四条第一項の規定による美容所への立入り及び皮ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査

三十六 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)第七条第二項の規定による実地習練の実施についての指導

三十七 美容師法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第二項の規定による美容師免許証の受理

(二) 第七条の規定による他の都道府県知事の免許を受けた美容師の免許の取消し又は業務停止の処分をしたときの免許を与えた都道府県知事への通知

(三) 第十七条の規定による実地習練を行なう者の氏名等を記載した届出書の受理

三十八 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリーニング所の廃止の届出の受理

(二) 第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備

の検査及び確認

(三) 第九条の規定による洗たくの処理等の業務に従事する者の健康診断の施行又は業務の停止

(四) 第十条の規定によるクリーニング所への立入り及びクリーニング所等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査の実施

三十九 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による業として興行場を経営することの許可

(二) 第五条の規定による営業者等からの報告の徴収又は立入り及び興行場の換気等の措置の実施状況検査の実施

四十 興行場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十九号)第二条の規定による業として興行場を経営することの許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理

四十一 鳥取県興行場の衛生措置の基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十八号)第六条の規定による換気に必要な措置等の基準の緩和

四十二 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による旅館業を経営することの許可

(二) 第七条第一項の規定による営業者等に対する報告の徴収及び請求又は営業の施設への立入り及びその構造設備等の検査の実施

(三) 第七条の二の規定による営業の施設の構造設備の基準に適合させるために必要な措置をとるべきことの命令

四十三 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第二条の規定による旅館業の経営の許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理

四十四 鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第四十三号）第六条第二項の規定による客の収容定員の基準の緩和

四十五 旅館業法施行細則（昭和三十三年十月鳥取県規則第三十九号）第六条の規定による下宿営業の施設の構造設備基準の緩和

四十六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による業として公衆浴場を経営することの許可

(二) 第四条の伝染性の疾病にかかっていると認められる者等に対して入浴を認めることの許可

(三) 第六条の規定による営業者等に対する報告の請求又は公衆浴場への立入り及び業として公衆浴場を経営す

ることの許可に附した条件の遵守等の状況の検査の実施

四十七 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）第二条の規定による業として公衆浴場を経営することの許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理

四十八 鳥取県公衆浴場基準条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第四号）第六条の規定による公衆浴場について講じなければならぬ措置の基準の緩和

四十九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による墓地等の経営の許可又は墓地の区域等の変更の許可若しくは墓地等の廃止の許可

(二) 第十八条の規定による火葬場への立入り及びその施設等の検査又は墓地等の管理者に対する報告の請求

五十 墓地埋葬等に関する法律施行細則（昭和二十三年十月鳥取県規則第七十二号）第五条の規定による墓地等の経営者の異動の届出の受理

五十一 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による定期外の健康診断の施行

(二) 第十一条の規定による健康診断実施者からの健康診断の受診者等への通報又は報告の受理（第二十条にお

いて準用する場合も含む。)

(三) 第十四条の規定によるツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種の施行

(四) 第二十八条の規定による結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者の接客業等の業務への従事の禁止

(五) 第二十九条の規定による患者又はその保護者に対する結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。)への入所の命令又は入所させることの命令

(六) 第三十条の規定による患者等に対する家屋の消毒等の措置の命令又はこれらの措置の実施

(七) 第三十一条第一項の規定による結核患者の使用等に係る物件で結核菌に汚染したものの等の所有者に対するその物件の授与の制限等の命令又はその物件の消毒、廃棄等の実施

(八) 第三十二条の規定による結核患者のいる場所等への立ち入り及び関係者への質問又は調査の実施

(九) 第三十四条の規定による結核患者からの医療費の負担の申請の受理

(一〇) 第三十五条の規定による従業を禁止した者等からの医療を受けるために必要な費用の負担の申請の受理

(一一) 第四十一条第一項の規定による従業を禁止した者等からの指定医療機関以外の者から医療を受けた場合のその医療に要した費用等の支給の申請の受理

(一二) 第六十六条第四項の規定による労働基準法の適用を受ける事業で業務に従事する者等を対象として健康診断等を行なうに当たつての都道府県労働基準局長又は当該学校の所轄庁との協議

五十二 結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十三条第三項、第五項又は第六項の規定による患者票の交付、医療を受ける病院等の変更の届出の受理又は患者票の返納の受理

(二) 第二十四条の規定による患者等の費用負担能力を認定するための書類の受理

(三) 第二十四条第三項において準用する第二十三条第三項、第五項又は第六項の規定による患者票の交付、医療を受ける病院等の変更の届出の受理又は患者票の返納の受理

五十三 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による妊産婦等に対する保健指導又は保健指導を受けることの勧奨

(二) 第十一条の規定による新生児の保護者の訪問及びその指導の実施

(三) 第十二条の規定による満三才をこえ満四才に達しない幼児の健康診査の実施

四 第十三条の規定による妊産婦等に対する健康診査の施行又は健康診査を受けることの勧奨

(五) 第十五条第二項の規定による妊娠の報告の受理

(六) 第十六条第一項の規定による母子健康手帳の交付

(七) 第十七条の規定による妊産婦の訪問及びその指導の実施

(八) 第十八条の規定による二千五百グラム以下の乳児の出生の届出の受理

(九) 第十九条の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施

五十四 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一条第一項の規定による保健指導票の交付

(二) 第五条の規定による母子健康手帳の追加交付

(三) 第六条の規定による母子健康手帳の再交付

五十五 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の三の規定による伝染病の病源体保有者等の

その病源体の有無に関する検査

(二) 第十五条の規定による伝染病予防委員を置くことの指示

(三) 第十六条の二第二項又は第三項の規定による市町村が行なう鼠族、昆虫等の駆除に関する計画の樹立等の

措置の実施又は伝染病が流行し、若しくは流行するおそれのある地域の指定及び鼠族、昆虫等の駆除等の実施の指示

四 第十九条第一項の規定による健康診断又は死体の検査等の施行（同項第二号及び第八号に掲げる事項の施行並びに汽車又は船舶への医師の雇入れその他伝染病予防上必要な設備の施行又は上水又は下水の新築、改築、変更又は廃止の命令の施行を除く。）

五十六 伝染病予防法施行規則（大正十一年内務省令第二十四号）第三十一条第二項の規定による赤痢等の患者に対する菓子等の製造等の業務に従事することの許可

五十七 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による患者に関する届出の受理

(二) 第七条の規定による患者が性病の治療に關する必要な事項等の指示に従わない旨等の届出の受理

(三) 第十条の規定による医師の健康診断を受くべきことの命令

四 第十一条の規定による医師の健康診断を受くべきこととの命令又は健康診断の実施

(四) 第十四条の規定による患者等に対する性病の治療に關し現に講じている措置についての報告の要求

(六) 第十五条第一項の規定による患者又はその保護者に対する医師の治療を受くべきこととの命令又は受けさせ

ることの命令

- (七) 第二十二條の規定による患者等の住所等への立ち入り及び調査又は質問の実施
- (八) 第二十五條第一項の規定による健康診断を受くべきことの命令等の処分取消しの訴えを提起することができる旨の告知(第十二條の規定による処分を受ける者に対する告知を除く。)
- 五十八 「トラホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四條第一項の規定による検診の施行等の事項の実施
 - (二) 第五條の規定による「トラホーム」の予防及び治療に関する施設をなすことの指示
- 五十九 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三十九條第一項の規定による水道事業者等からの工事の施行状況等についての報告の徴収又は水道の工事現場等への立入り及び工事の施行状況等の検査
- 六十 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十三條第一項の規定による尿尿処理施設のうち、尿尿浄化槽の設置の届出の受理
 - (二) 第十三條第三項の規定による尿尿処理施設のうち尿尿浄化槽の使用の禁止又は、尿尿の処理の方法の改善

等の命令

- (三) 第十四條の規定による尿尿処理施設又はごみ処理施設のある土地等への立入り及びその施設の維持管理に関する検査の実施
 - 六十一 清掃法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十二号)第五條の規定による市町村長からの季節的清掃地域を定めた場合のその期間等の通報の受理
 - 六十二 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六十七條第一項の規定による申請、通報又は届出のあつた者についての調査
 - 六十三 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第十一條第一項の規定による集団給食施設の管理者に対する報告の請求又は特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設についての栄養改善の見地からの指導の実施
 - (二) 第十六條第一項の規定による特殊栄養食品の製造施設等への立入り及び販売の用に供する特殊栄養食品の検査又は収去の実施
- 計量検査所長
- 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十五條の規定による計量器の修理の事業の登録の取消し又は事業の停止の命令

労政事務所長

- (一) 第五十一条の規定による計量器の販売等の事業の登録の取消し又は事業の停止の命令
- (二) 第八十六条の規定による計量器の検定の実施
- (三) 第六十条の規定による基準器検査の実施
- (四) 第三十条の規定による計量証明の事業の登録の取消し又は事業の停止の命令
- (五) 第三百三十三条の規定による計量証明に使用する計量器の検査の実施
- (六) 第四百十条の規定による計量器の定期検査の実施
- (七) 第五百三十三条の規定による製造事業者等からの報告の徴取
- (八) 第五百四十四条第一項の規定による工場等への立入り、計量器等の検査、関係人への質問又は商品の収去
- (九) 第一百五十五条第一項の規定による計量器等の提出命令
- (一〇) 第五十六条第一項又は第五項の規定による検定証印等の除去又は消印及び当該処分理由の告知
- (一一) 第五十七条第一項又は第三項の規定による正味量又は品質の表記のまつ消及び当該処分理由の告知
- (一二) 第五十七条の二の規定による計量の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべき勧告
- 一 中小企業退職金共済法施行令(昭和三十九年政令第八十八号)第六十条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百

- 六十号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条第三項第二号の規定による退職金共済契約の解除に係る掛金の納付の継続に関する認定
- (二) 第十条第三項(同法第八十八条において準用する場合を含む。)の規定による退職金の減額事由の認定
- (三) 第十四条の規定による退職事由の認定
- (四) 第八十条第七項の規定による特定業種退職金共済契約の締結に係る掛金の納付の継続に関する認定
- (五) 第八十一条第三項第二号の規定による特定業種退職金共済契約の解除に係る掛金の納付の継続に関する認定
- (六) 第九十四条第一項の規定による被共済者の移動に係る退職事由の認定
- 二 中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第二項第一号の規定による中小企業者であることの証明
- (二) 第二十二条第二項の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明
- (三) 第三十六条第一項の規定による常時五人未満の従業員を雇用する者であることを証明する証明書の発行
- (四) 第三十九条の規定による再び中小企業者になつたことの証明

地方農
林振興
局長

- 一 鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号）及び補助金の交付に関する各種の補助金要綱に基づく農林部関係の補助金に係る知事の権限に属する事務（鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第四条の規定により地方農林振興局長に委任された事務に係る補助金以外の補助金に係る鳥取県補助金等交付規則及び各種の補助金要綱に基づく知事の権限並びに百万円以上の農林土木工事（治山事業及び地すべり防止事業、林道事業、林業構造改善事業のうち生産基盤整備事業、土地改良事業、開墾建設事業、干拓事業、農業構造改善事業のうち土地基盤整備事業、草地改良事業並びにこれらの事業の災害復旧事業に係る工事をいう。ただし管繕工事を除く。）及び知事が特に必要と認めた補助金に係る鳥取県補助金等交付規則第十五条又は第十六条の規定による検査若しくは検査結果の通知を除く。）
- 二 県営の農林土木工事の請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下地方農林振興局長の項において「請負対象設計金額」という。）が百万円未満のもので次に掲げるもの
- (一) 起工の決定及び当該決定をした農林土木工事に係る設計の変更の決定（当該工事が各種の補助金要綱等により国の承認を必要とする変更以外の変更又は工事請負契約金額の二割以内の増減に係る変更に限る。）

- (二) 予定価格の決定
- (三) 指名競争入札に参加することができる者の決定
- (四) 一般競争入札又は指名競争入札の執行及び落札者の決定
- (五) 随意契約の方法により請負契約を締結するときの見積者及び契約の相手方の決定
- (六) 請負契約に係る入札保証金及び契約保証金免除
- (七) 請負契約書又は当該契約の変更契約書の作成
- 三 鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（請負対象設計金額が百万円未満の県営の農林土木工事に限る。ただし管繕工事に係るものを除く。）
- (一) 第一条第二項又は第三項の規定による図面及び仕様書に明示されていないもの若しくは図面と仕様書の交互符合しないものがあるときの協議又は工事費内訳明細書及び工程表の承認
- (二) 第三条の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認
- (三) 第四条第一項ただし書の規定による権利若しくは義務の譲渡又は承継の承諾
- 四 第四条第二項ただし書の規定による契約の目的物若しくは工事現場に搬入した検査済み工事材料の第三者への売却等の承諾又は承諾の申入れ

(五) 第六条第二項の規定による下請負者又は委任された第三者の変更の請求又は選定の承諾

(六) 第八条第一項の規定による監督員の選定

(七) 第十五条第一項の規定による工事内容の変更、工事の一時中止若しくは工事の打切り又はこれに伴う工期の延長若しくは請負代金額の変更

(八) 第十六条の規定による工期の延長の協議

(九) 第二十二条第二項の規定による工事の完成の検査

(一〇) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払い

(一一) 第二十四条第一項及び第二項の規定による工事の一部が完成した場合のその部分の検査、当該検査に合格した部分の全部若しくは一部又は工事未完成部分の使用の同意の請求

(一二) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払い

(一三) 第二十六条の規定による検査又は出来高部分に対する部分払い

(一四) 第二十八条第一項の規定による工期の延長

四 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三十一条の規定による農業委員会に対する必要な助言、資料の提出、その他必要な協力

五 農山漁村同和对策事業実施要領第2の1に基づく事業計画の承認

六 農業構造改善事業促進対策実施要領第3の2の3の(2)に基づく計画の認定

七 振興山村農林漁業特別開発事業実施要領第3の1の(3)のイに基づく実施計画の認定

八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（組合の地区が一の地方農林振興局の管轄区域に係るものに限る。以下地方農林振興局長の項において同じ。）

(一) 第十条の二の規定による組合の共済規程の設定、変更又は廃止の承認

(二) 第十条の六の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認

(三) 第十条の九の規定により信託の引受けの事業を行なう農業協同組合について知事の権限に属するものとした信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十三条の規定による信託財産の管理方法の変更

四 第四十一条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十九条第三号の規定による組合の監事からの報告の受理

(五) 第四十四条第二項の規定による組合の定款の変更の認可

(六) 第四十四条第三項において準用する第六十一条第二項の規定による組合の定款の変更の認可に関する証明

(七) 第九十五条第三項の規定による組合が共済規程又は信託規程に定めた特に重要な事項に違反した場合における必要な措置をとるべき旨の命令に従わないときの

当該共済規程又は信託規程の承認の取消し

(八) 第九十五条の三の規定による組合若しくは農事組合法人(法人の地区が二以上の地方農林振興局長の管轄区域に係るものを除く。以下地方農林振興局長の項において同じ。)の法令等の違反等に対する処分若しくは命令をしようとする理由の通知、弁明の機会の供与又は当該処分若しくは命令についての県中央会からの意見の聴取

(九) 第九十七条の規定による組合の専属利用契約の取消し

九 農業協同組合法施行規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第八条の規定による組合の総会又は総代会の終了報告書の受理
- (二) 第十五条の規定による組合の清算結了の届出の受理
- (三) 第十八条の規定による農事組合法人の成立の届出の受理
- (四) 第十九条の規定による農事組合法人の定款の変更の届出の受理
- (五) 第二十条の規定による農事組合法人の解散の届出の受理
- (六) 第二十一条の規定による農事組合法人の合併の届出の受理

十 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第七条の規定による農林大臣の権限の一部を委任する政令(昭和三十二年政令第三百二十九号)の規定により知事の権限に属するものとされた天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三百三十六号)第七条第一項の規定による資金を貸し付けた組合等からの報告の徴取又は当該組合等の事務所への立入検査

十一 鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)第十条第一項の規定による農業改良資金の貸付けの決定

十二 農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱第三の規定に基づき農林漁業金融公庫へ提出する書類のうち次に掲げるものの提出

- (一) 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号。以下地方農林振興局長の項において「法」という。)別表第一一号(一)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書、工事進捗状況調査書、工事竣工認定調査書及び補助金交付状況調査書
- (二) 法別表第一一号(二)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書(小造林資金(借受者が鳥取県造林公社である場合を除く。))及び樹苗養成施設資金に係るものに限る。)工事進捗状況調査書、工事竣工認定調査書及び補助金交付状況調査書

- (三) 法別表第一一号(三)に規定する資金に係る貸付対象事業調査
- 四 法別表第一一号(四)に規定する資金に係る貸付対象事業調査、工事進捗状況調査、工事竣工認定調査及び補助金交付状況調査
- (四) 法別表第一一号(四)の二に規定する資金に係る貸付対象事業調査
- (六) 法別表第一一号(六)に規定する資金に係る貸付対象事業調査、工事進捗状況調査、工事竣工認定調査及び補助金交付状況調査(農業関係資金及び林業関係資金で一の地方農林振興局に係る事業資金に限る。)
- (七) 法別表第一一号(七)に規定する資金に係る貸付対象事業調査、意見書、工事進捗状況調査、工事竣工認定調査及び補助金交付状況調査(農業関係資金及び林業関係資金に限る。)
- (八) 法別表第二三号に規定する資金に係る意見書、工事進捗状況調査及び工事竣工認定調査
- (九) 法別表第二四号に規定する資金に係る工事進捗状況調査、工事竣工認定調査及び補助金交付状況調査
- (ロ) 法別表第二五号に規定する資金に係る貸付対象事業調査
- 十三 農地等取得資金および未墾地取得資金金融取扱要綱第2の1に基づく当該資金の貸付けをうけることが適当である旨の認定

- 十四 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第五条第一項の規定に基づく当該資金を受けることが適当である旨の認定
- 十五 非補助土地改良事業助成措置要綱第二の1に基づく選定事業の選定
- 十六 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による指定種子生産は場の指定
- (二) 第四条第四項の規定によるほ場審査及び生産物審査
- (三) 第五条の規定によるほ場審査証明書又は生産物審査証明書の交付
- 十七 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第五項の規定による対策調査が終了した場合の当該市町村長に対する耕土培養の実施の要否の指示又は耕土培養の実施に関し必要な事項の勧告
- (二) 第五条第一項の規定による耕土培養事業計画の承認(第七項において準用する場合を含む。)
- (三) 第六条第一項の規定による市町村、耕作者若しくは農業団体に対する耕土培養事業の施行に関する必要な指導又は市町村長若しくは耕土培養事業の施行者に対する耕土培養に関する必要な報告の要求
- (四) 第七条第一項の規定による農地への立入調査又は土じよう若しくは農作物の集取

- 十八 耕土培養法施行令（昭和二十七年政令第四百六十五号）第四条の規定による協同組合等に対する耕土培養の実施に關し必要な事項の指示、当該指示をする場合における耕土培養事業計画を定めることについて当該協同組合の同意の要求又は協同組合に対し指示をした場合における市町村長に対するその要旨の通知
- 十九 米麦生産合理化対策事業の実施地区の選定
- 二十 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三十七号）第四十七条第一項第六号の規定による米穀の輸送又はその委託の許可
- 二十一 果樹農業振興対策事業の実施地区の選定並びに委託契約の締結及び委託料の交付
- 二十二 特産物振興対策事業の実施地区の選定並びに委託契約の締結及び委託料の交付
- 二十三 草地改良事業実施要綱に基づく草地造成改良事業の実施地区の選定
- 二十四 寒冷地等特殊地域営農改善家畜貸付事業実施要綱第五に基づく家畜導入事業の実施地区の選定
- 二十五 自給飼料栽培奨励事業の実施地区の選定
- 二十六 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）第九条の規定による蚕種の検査
- 二十七 蚕糸業法施行規則（昭和二十年農林省令第三十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三十一条の規定による蚕児飼育届の受理又は蚕児及び繭検査申請書の受理
- (二) 第五十三条の規定による桑苗生産業者からのその氏名若しくは名称及び住所等の事項についての届出の受理又は当該事項の変更の届出の受理
- 二十八 鳥取県桑苗検査規則（昭和二十八年十二月鳥取県規則第八十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第一条の規定による桑苗の検査
- (二) 第八条ただし書の規定による桑苗の検査の日時及び場所の指定
- (三) 第九条の規定による桑苗の再検査
- 二十九 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十条の規定による民有林の立木の伐採の届出書の受理
- (二) 第十条第一項第四号の規定による立木の果実の採取その他の用途に主として供される普通林の指定
- (三) 第十条第一項第五号の規定による自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべき普通林の指定
- (四) 第三十四条第一項又は第二項の規定による保安林における立木の伐採等の許可
- (五) 第三十八条の規定による法令等に違反した者に対する

る監督処分

(六) 第三十九条第一項の規定による保安林の指定があつた旨を表示する標識の設置

(七) 第四十九条の規定による他人の土地への立入り若しくは立木竹の伐採の許可又は当該土地の占有者及び立木竹の所有者へのその旨の通知

(八) 第八十五条の規定による施設組合の事業により利益を受けた者に対する費用負担の認可

(九) 第一百九条の規定による森林組合の定款の変更の認可(組合の地区が一の地方農林振興局の管轄区域に係るものに限る。)

三十 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定による入会林野整備計画の適否の決定及びその旨の通知

三十一 林道事業の設計及び工事の監督

三十二 治山及び地すべり防止事業の設計及び工事の監督
三十三 鳥取県木炭検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による木炭の生産検査

(二) 第三条の二第一項の規定による木炭の移出検査

三十四 林業構造改善事業促進対策実施要領第3のIIの4の(2)に基づく構造改善計画の認定

三十五 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約

款第一条第三項の規定による図面及び仕様書に基づく工事費内訳書及び工程表の承認(林務関係農林土木工事に係る請負対象設計金額が百万円未満のものに限る。)

三十六 保安林の指定による損失補償及び受益者負担に関する要綱第六条の規定による農林大臣へ提出する補償の請求に係る書類の受理及び当該書類並びに予備調査書及び評価調査書の農林大臣への提出

三十七 森林火災予防事業実施要領IIIに基づき森林火災標板(柱)の設置及び標板(柱)の管理

三十八 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第六条第一項の規定による森林病害虫等の駆除若しくはまん延の防止のため立入検査若しくは枝条等の収去
三十九 林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条の規定による種苗の販売を業とする者の業務に関する届出の受理

(二) 第十三条の規定による種苗の販売を業とする者に対する種苗の配給の状況に関する事項の報告の命令又はこれに関する帳簿書類その他の物件についての調査

四十 林業関係事業補助金等交付要綱に基づく造林補助事業、森林病害虫等防除事業の竣工検査及び補助金の交付

四十一 分収造林対象調査費補助金交付要綱第2に基づく分収造林対象事業地調査を行なう市町村に対する補助金

の交付

- 四十二 鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第六条第二項の規定による狩猟免許を受けた者が白痴者又は瘋癲者となつたときの当該免許の取消し
- 四十三 鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十九条の規定による鳥獸保護区の区域を表示するための標識の設置
- (二) 第二十四条の規定による休猟区の区域を表示するための標識の設置
- (三) 第二十五条において準用する第二十四条の規定による銃猟禁止区域を表示するための標識の設置
- 四十四 県行造林事業の執行
- 四十五 農業委員会等に関する法律第二十条第三項の規定による農業委員会の農地主事の任免の承認
- 四十六 自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第六十五号）第五条第一項の規定による貸付適格の認定（開拓者に対する資金の貸付けを除く。）
- 四十七 開拓管農振興計画樹立認定要領第4の2に基づく開拓農家振興計画樹立の指導
- 四十八 開拓管農実績調査要領5の(1)に基づく開拓農家実績調査
- 四十九 開拓者資金貸付事務処理要領第3の3の(2)に基づ

く開拓農家農業計画樹立の指導

- 五十 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三十九条第五項の規定による土地改良区の理事が行なう賦課金等の滞納処分認可
- (二) 第四十条第一項の規定による土地改良区の区債及び借入金借入の認可
- (三) 第四十九条（第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可
- (四) 第五十七条の二（第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定によるかんがい排水施設又は農用地の保全上必要な施設の管理を行なう場合の管理規程若しくは当該規程の変更又は廃止の認可
- (五) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第四項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画を定める場合における当該計画に係る土地につき所有権等による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者で組織する会議の招集
- (六) 第八十九条の二第七項において準用する第五十三条の八の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償利益金の徴収並びに仮精算金の徴収及び支払
- (七) 第八十九条の二第九項において準用する第五十四条の三の規定による換地処分の公告により確定した精算

<p>病害虫 防除所 長</p>	<p>農業経 営大学 校長</p>	<p>農業試 験場長</p>	<p>金の徴収及び支払</p> <p>(六) 第百十三条の三の規定による県営土地改良事業を行なう場合の管轄登記所への届出</p> <p>(九) 第百三十二条の規定による土地改良区等に対するその事業に関する報告の徴収又はこれらの者の業務若しくは会計の状況の検査(検査については、百ヘクター未満の地域を土地改良区の地区とするものに限る。)</p> <p>五十一 海岸法(昭和三十一年法律第百一号) 第十一条の規定による占用料及び土石採取料の徴収(農地の保全に係るものに限る。)</p>
<p>植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十九条第一項の規定による植物の検査又は有害動物若しくは有害植物の防除に関する必要な措置の実</p>	<p>鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県例第十八号) 第五条の規定による授業料の徴収</p>	<p>耕地培養法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による耕地培養地域の指定のため の調査</p> <p>(二) 第四条第一項の規定による耕地培養地域の部分内にある農地についての対策調査の実施</p>	<p>家畜保 健康生 所長</p>
<p>(四) 第十三条第三項の規定による家畜が患者又は疑似患者となつた旨の市町村長からの報告の受理</p> <p>(五) 第十七条の規定による家畜の殺処分命令又は家畜</p>	<p>(三) 第八条の規定による家畜に検査、注射、薬浴又は投薬を行なつた旨の証明書の交付</p>	<p>三 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条第四項の規定による牛、馬等が死亡した旨の市町村長からの報告の受理</p> <p>(二) 第五条第一項の規定による牛、馬若しくは豚がブルセラ病等にかかつていない旨の証明書、と殺の目的をもつてと畜場に直送する旨の証明書、又は試験研究の用に供するため等による移動の許可証の発行</p>	<p>施 及び解囑</p> <p>(二) 第三十三条第一項に規定する病害虫防除員の委嘱</p> <p>一家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号) 第三十五条第一項の規定による畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精を行なう場所への立入検査又は種畜の精液の収去</p> <p>二 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号) 第八条の規定による登録ふ化業者が新たにふ化場を開設しようとする場合における当該ふ化場が第七条第一項各号の要件に適合する旨の確認又は当該ふ化業者に対する確認をした旨若しくは確認をしない旨の通知</p>

防疫員による家畜の殺処分の実施（ひな白痢の患畜に係る処分に限る。）

四 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第六条第三項の規定による獣医師からの牛、馬若しくは豚がブルセラ病等にかかつていない旨の証明書

五 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第十一条の三の規定による家畜商の事業所への立入検査

六 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十七条の規定による家畜取引のための臨時の市場の開場の届出の受理

(二) 第二十七条の二の規定による家畜市場の開場日等における市場外取引の許可

(三) 第二十九条の規定による開設者等に対するその業務又は家畜取引の状況に関する報告の徴収又は開設者の事務所等への立入検査

七 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第三項の規定による獣医師の診療簿又は検査簿の検査

(二) 第二十二条の規定による診療施設の開設、休止若しくは廃止又は当該施設の所在地の変更若しくは届出事項の変更の届出の受理

八 鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定による臨時種牡畜検査

林業試験場長

一 林業試験のための土地の使用貸借の契約の締結（収益の分収を伴うものを除く。）

二 森林病虫害等発生消長調査事業およびその実施要領に基づく森林病虫害等発生消長調査の実施

三 適地適木調査実施要領第二に基づく調査の実施

水産試験場長

鳥取県漁村青壮年実践活動器材貸付規程（昭和三十六年六月鳥取県告示第三百四十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による器材の貸付けの諾否の決定及び申請者に対するその旨の通知

(二) 第十条の規定による器材の使用管理状況の指導検査、必要な事項の命令又は借受人に対する報告の要求

水産会館長

一 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号）第三条の規定による会館の利用の許可

二 鳥取県立境港水産会館管理規則（昭和三十七年九月鳥取県規則第四十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による会館の利用の許可の取消し又は必要な措置の命令

(二) 第六条の規定による会館の施設をき損し、又は滅失した者に対する指示

土木出張所長	魚市場
<p>一 工事費が百万円未満の土木工事の起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割をこえない範囲内の設計の変更(国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計</p>	<p>(三) 第七条の規定による会館の利用者に対する会館の利用に關し適当な措置を講ずべき命令又は必要な指示</p> <p>一 鳥取県管境港魚市場の設置及び管理に關する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)第三条の規定による水産物の荷さばきのための魚市場の利用の許可</p> <p>二 鳥取県管境港魚市場管理規則(昭和三十七年九月鳥取県規則第四十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条の規定による魚市場の開場時間の変更又は臨時の休場又は開場の決定</p> <p>(二) 第十七条の規定による魚市場の利用者に対する魚市場の利用に關し適当な措置を講ずべき旨の命令又は必要な指示</p> <p>(三) 第十八条の規定による卸売人又は荷さばき人に対するその業務に關する報告の要求又は帳簿、書類その他の物件の検査</p> <p>四 第二十条の規定による魚市場への立入りの禁止又は制限</p>
<p>の変更を除く。)</p> <p>二 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下土木出張所長の項において「請負対象設計金額」という。)</p> <p>が百万円未満の土木工事に係る予定価格の決定</p> <p>三 請負対象設計金額が百万円未満の土木工事の指名競争入札に参加することができる者の決定</p> <p>四 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定</p> <p>五 請負対象設計金額が百万円未満の管繕工事(特殊な技術を必要とする管繕工事を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)</p> <p>六 隨意契約の方法により請負契約を締結する土木工事のうち請負対象設計金額が三十万円未満のもの並びに第四号の規定による一般競争入札又は指名競争入札を再度入札に付し落札者がない場合に当該入札者のうちから決定するものに係る見積者及び契約の相手方の決定</p> <p>七 請負対象設計金額が百万円未満の土木工事に係る一般競争入札若しくは指名競争入札の入札保証金又は請負契約の契約保証金の免除</p> <p>八 請負対象設計金額(請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金</p>	

額。以下土木出張所長の項において同じ。)が百万円未満の土木工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成

九 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款(

以下「契約約款」という。)に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第一条第二項の規定による図面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議のうち工事費が百万円未満の工事に係るものの協議

(二) 第一条第三項の規定による工程表の承認

(三) 第三条の規定による金銭保証人の承認

(四) 第三条第二項の規定による工事完成保証人の承認

(五) 第六条第二項の規定による下請負者の変更の請求のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの変更の請求

(六) 第八条第一項の規定による監督員の選任

(七) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止及び工事の一時中止に伴う工期の変更の協議のうち工事費が百万円未満の工事に係るものの協議

(八) 第十六条の規定による工期の延長のうち工事費が百万円未満の工事に係るものの延長

(九) 第二十二条第二項の規定による工事の完成の検査のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの検査

(十) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払いのうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの支払い

(十一) 第二十四条第一項の規定による工事の一部の完成の検査及び検査の合格部分の使用のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの検査及び合格部分の使用

(十二) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払いのうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの前払い

(十三) 第二十六条第一項の規定による工事の出来高の検査のうち第二十六条第二項の規定による請負代金の部分払いのうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの部分払い

(十四) 契約約款第三条の規定による金銭保証人の承認のうち請負対象設計金額が百万円未満の管繕工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。以下第十一号において同じ。)に係るもの承認(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)

(十五) 契約約款第三条第二項の規定による工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が百万円未満の管繕工事に係るもの承認(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)

(十六) 契約の対象となる部分の設計金額が五十万円未満の

土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行

十三 鳥取県土木工事設計監督委託条例（昭和二十三年八月鳥取県条例第五十三号）に基づく土木工事の設計及び監督の受託に付された条件の処理

十四 予定価格が百万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が五十万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕

十五 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、

鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結

十六 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）に基づく不動産の登記

十七 土木部の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水面の境界の確定

十八 国有財産使用及産物採取規則（大正十五年一月鳥取県令第二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一条の規定による国有土地水面の使用の許可並びに産物の採取の許可のうち千立方メートル未満の土石砂れき、竹木及び雑草の採取の許可

(二) 第四条第一項の規定による許可の目的若しくは方法の変更又は権利の譲渡の許可のうちこの号の(一)により

許可したもの（以下この号の(三)及び(四)において「許可物件」という。）に係る変更等の許可

(三) 第七条の規定による許可その他の処分取消し、効力の制限等のうち許可物件に係るものの取消し、効力の制限等

(四) 第十条ノ二第一項の規定による許可条件の変更の許可のうち許可物件に係るものの変更の許可

十九 道路法（昭和二十七年法律第八十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十四条の規定による道路に関する工事の設計及び実施計画の承認のうち道路の法面の埋立て及び道路の測溝にする床板の架設に係るものの承認

(二) 第三十二条第一項及び第三項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可のうち次に掲げるものの占用の許可及びその内容の変更の許可

イ 一時的な道路の占用に係るもの

ロ 電柱及び電線並びに水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件（道路の掘さく面積が三十平方メートルをこえるもの及び歩道と車道の区別のない道路の路面又は道路の車道の部分に設置する電柱を除く。）

ハ 道路の掘さくを伴わない広告物及び工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

(三) 第三十二条第五項の規定による道路の占用の許可に

ついでに警察署長との協議のうちこの号の(二)により許可するものに係るものの協議

(四) 第三十五条の規定による郵便その他国の行なう事業等のための道路の占用の協議のうちこの号の(二)に掲げるものに係る占用の協議

(五) 第四十条第二項の規定による原状の回復等の指示

(六) 第四十六条第一項及び第二項の規定による道路の通行の禁止及び制限

(七) 第四十七条第二項の規定による道路の通行に関する措置の命令

(八) 第七十一条第一項及び第二項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等のうちこの号の(一)又は(二)により承認又は許可したものに係る取消し、効力の停止等

二十 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第十四条の規定による特殊車両の通行の認定

二十一 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七十八条第二項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付

(二) 第七十九条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議

二十二 都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条の規定による都市計画事業で内閣の認可を受けたものに必要な土地等の境界内における工作物の新築、改築等の許可(階数(地階を含む。))が三以上の建築物及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造の工作物の新築、改築又は増築に係るものを除く。以下この号の(二)及び(三)において同じ。

(二) 第十一条ノ二の規定による公園等の区域内における建築物の新築、改築等の許可

(三) 第十一条ノ四の規定による都市計画として決定された区域内における建築物の新築、改築等の許可

(四) 第十四条の規定による違反工作物等の原状回復の命令のうちこの号の(一)から(三)までにより許可し、又は許可することができるものに係る原状回復の命令

二十三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七十六条第一項の規定による施行地区内における土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築等の許可(階数(地階を含む。))が三以上の建築物及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造の工作物の新築、改築及び増築に係るものを除く。

(二) 第七十六条第四項の規定による土地の原状回復等の命令のうちこの号の(一)により許可し、又は許可すること

とができるものに係る原状回復等の命令

二十四 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による広告物の表示等の許可(一般国道又は県道の掘さくを伴う広告物及び国立公園、国定公園又は県立自然公園の区域内に係るものを除く。)

(二) 第四条の規定による広告物の表示場所等の表示の方法の変更の許可のうちこの号の(一)により許可したものに係る変更の許可

(三) 第八条の規定による広告物等の除却、改修、移転その他の措置の命令のうちこの号の(一)及び(二)により許可し、又は許可することができるものに係る除却、改修、移転その他の措置の命令

二十五 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条の規定による河川管理者以外の者の施行する河川工事(工事費が五十万円以上の工事を除く。)及び河川の維持の承認

(二) 第二十三条の規定による流水の占用の許可のうち取水量が一秒につき最大〇・一立方メートル未満で一時的な占用に係るものの占用の許可

(三) 第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の

許可のうち次に掲げるものに係る占用の許可

イ 仮設の工施用施設

ロ 採草地、放牧地その他これらに類するもの

ハ 河川区域内の土地において採取する土石等の搬出路

ニ 河川附近地の土地から道路法の規定による道路として供用されている堤防等へ通ずる道路で工作物の設置を伴わないもの

ホ 上空の占用に係るもの

ヘ 法令に基づき設置するもの

ト イからへまでに掲げるもののほか、一時的な占用に係るもの

四 第二十五条の規定による土石等の採取の許可のうち千立方メートル未満の土石及び土石以外の河川の産出物の採取の許可

(四) 第二十六条の規定による河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可のうちこの号の(三)のイからハまで並びにへ及びトに掲げるものに係る新築、改築等の許可

(六) 第二十七条の規定による土地の掘さく等の許可のうちこの号の(三)のイからニまで並びにへ及びトに掲げるもの並びに千立方メートル未満の土石の採取に係る土地の掘さく等並びに竹木の栽植及び伐採の許可

(四) 第三十条第一項の規定による工作物の新築又は改築

- の工事の完成検査のうち河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十七条第二号及び第三号に掲げる工作物（以下この号のイにおいて「工作物」という。）の新築又は改築の工事の完成検査
- （イ）第三十条第二項の規定による工作物の一部の使用の承認
- （ロ）第三十一条第二項の規定による工作物の除却等の命令のうちこの号のロにより許可したものに係る除却等の命令
- （ハ）第七十五条の規定による許可又は承認の取消し、変更のうち（イ）から（ロ）までにより承認又は許可したものに係る取消し、変更等
- 二十六 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和四十年建設省令第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- （一）第二条の規定による附帯工事の施工についての通知
- （二）第四条第一項の規定による附帯工事の施行に関する計画の通知
- （三）第八条の規定による附帯工事に係る工作物の引継ぎ
- 二十七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- （一）第三十七条第一項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地域内における水域又は公共空地の占用等の許可のうち次に掲げるもの

- イ 工作物の設置を伴わないもの及び仮設の工施用施設その他一時的な占用に係るものの占用の許可
- ロ 千立方メートル未満の土砂の採取の許可
- （一）第三十七条第三項の規定による国等の行なう水域又は公共空地の占用等についての国等との協議のうちこの号の（一）に掲げるものに係る協議
- （二）第三十七条の三第一項の規定による許可の取消し、効力の停止等のうちこの号の（一）により許可したものに係る許可の取消し、効力の停止等
- （三）第三十七条の三第二項の規定による施設の改築、移転、撤去又は原状の回復の命令のうちこの号の（一）に掲げるものに係る改築、移転、撤去又は原状の回復の命令
- （四）第五十六条第一項の規定による港湾区域の定めのない港湾における水域施設等の建設、水域の一部の占用又は土砂の採取の許可のうち一時的な占用に係るものの占用の許可及び千立方メートル未満の土砂の採取の許可
- 二十八 鳥取県港湾施設管理条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- （一）第三条第一項の規定による港湾施設の使用の許可又は変更の許可のうち仮設の工施用施設その他一時的な使用に係るものの使用の許可又は変更の許可

- (一) 第十条の規定による港湾施設の原状の回復の指示
- (二) 第十一条第一項の規定による港湾施設の使用の許可の取消し、若しくは制限又は原状の回復の命令のうちこの号の(一)により許可したものに係る許可の取消し、若しくは制限又は原状の回復の命令
- (四) 第十三条第二項の規定による港湾施設の原状の回復の検査
- 二十九 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条第一項の規定による他の施設等を設ける海岸保全区域の占用の許可のうち一時的な占用に係るものの占用の許可
- (二) 第八条第一項の規定による土石の採取等の許可のうち千立方メートル未満の土石の採取の許可
- (三) 第十条第二項の規定による国等の行なう海岸保全区域における占用又は土石の採取等についての国等との協議のうちこの号の(一)及び(二)に掲げるものに係る協議
- 四 第十二条第一項及び第二項の規定による許可の取消し、条件の変更等のうちこの号の(一)及び(二)により許可したものに係る許可の取消し、条件の変更等
- (五) 第十三条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議のうち工事が五十万円未満の工事の設計等の承認又は協議
- 三十 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二十二

条の規定による避難のための立退きの指示

- 三十一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第四項の規定による仮設興行場等の仮設建築物の建築の許可(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除き、根雨土木出張所の管轄区域内に係るものは、米子土木出張所の管轄区域内に係るものとみなす。以下第三十二号において同じ。)
- 三十二 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十三条第一項の規定による公庫からの受託業務のうち次に掲げるもの
- (一) 住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に規定する住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査
- (二) 住宅金融公庫法第十七条第五項に規定する住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査
- 三十三 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条の規定による県営住宅の入居者の公募(鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。以下この号及び第三十四号において同じ。)
- (二) 第七条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定
- (三) 第八条の規定による県営住宅の入居補欠者の決定

- 四 第九条第一項第一号の規定による連帯保証人の適否の認定及び連帯保証人の省略の認定
- 四 第九条第二項の規定による県営住宅の入居の取消し
- 四 第十四条第二項の規定による県営住宅又は共同施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定
- 四 第十七条第三項の規定による親族以外の者の同居又は県営住宅の一部の他の用途への利用の承認
- 四 第十八条第一項ただし書の規定による県営住宅の模様替え又は増築の承認
- 四 第十九条の規定による入居者の収入基準超過の有無の決定
- 四 第二十二条第一項の規定による入居者の収入の状況についての入居者からの報告又は書類の閲覧若しくは記録の要求
- 四 第二十三条第一項及び第二項の規定による県営住宅の検査
- 三十四 鳥取県営住宅の修繕の執行
- 三十五 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可のうち二十五キログラム以下の火薬、十五キログラム以下の爆薬、三百個以下の雷管、五百メートル以下の導爆線、千メートル以下の導火線及び四千個以下の建設用びよう打ち銃用空包(以下この号及び第三

- 十四号において「委任物」という。)に係る譲渡又は譲受の許可(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域に係るものを除く。以下この号及び第三十四号において同じ。)
- (二) 第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消しのうちこの号の(一)により許可したものに係る許可の取消し
- (三) 第二十五条第一項の規定による火薬類の爆発又は燃焼の許可のうち委任物並びに煙火の爆発及び燃焼の許可
- 四 第二十五条第三項の規定による火薬類の爆発又は燃焼の許可の取消しのうちこの号の(三)により許可したものに係る許可の取消し
- (四) 第四十三条第一項の規定による製造業者等の立入検査等のうち消費者、消費場所又は保管場所での号の(一)及び(三)により許可したものと並びに第三十四号の(一)により指示したものに係る立入検査、関係者への質問及び火薬類の収去
- (六) 第五十二条第一項の規定による公安委員会の意見の聴取のうちこの号の(一)及び(三)により許可するものに係る意見の聴取
- (七) 第五十二条第二項の規定による公安委員会等への通報のうちこの号の(一)及び(三)により許可したものに係る通報

<p>三十六 火災類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十五条の表の貯蔵する者等の区分の欄の(1)から(5)までの規定による安全な場所の指示</p> <p>(二) 第四十条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の交付のうち委任物に係る譲渡許可証又は譲受許可証の交付</p>	<p>別表第三 その他の機関の長の個別委任決裁事項</p> <p>委 任 決 裁 事 項</p>	<p>その他の機関の長</p> <p>社会保険事務所長</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九条第一項の規定による事業主に対する物件の提出等の命令又は関係者に対する質問若しくは事業所の物件の検査の実施</p> <p>二 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第一条の規定により知事の権限に属するものとされた健康保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十四条第一項の規定による事業所に使用されている者を包括して健康保険の被保険者とするものの認可</p> <p>(二) 第十九条第一項の規定による被保険者の資格を喪失させることの認可</p> <p>三 健康保険法施行令第二条の規定により知事が行なうものとされた健康保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p>
<p>の</p> <p>(一) 被保険者の資格の取得及び喪失その他被保険者の資格に関する事務</p> <p>(二) 標準報酬の決定及び改定その他標準報酬に関する事務</p> <p>(三) 被保険者証の作成及び交付その他被保険者証に関する事務</p> <p>(四) 保険給付の決定、給付額の算定その他保険給付に関する事務</p> <p>四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定による知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六条第二項の規定による適用事業所とすることの認可</p> <p>(二) 第八条第一項の規定による適用事業所でなくすることの認可</p> <p>(三) 第十条第一項の規定による厚生年金保険の被保険者となることの認可</p> <p>(四) 第十一条の規定による被保険者の資格を喪失することの認可</p> <p>(五) 第十五条第一項又は第二項の規定による被保険者となる旨の申出の受理</p> <p>(六) 第十六条の規定による被保険者の資格を喪失する旨の申出の受理</p> <p>(七) 第二十一条の規定による標準報酬の決定</p>		

- (イ) 第二十二条の規定による標準報酬の決定
- (ロ) 第二十三条の規定による標準報酬の改定
- (ハ) 第二十四条の規定による報酬月額額の算定
- (ニ) 第二十七条の規定による被保険者の資格の取得及び喪失等に関する事項の届出の受理
- (ヒ) 第二十九条第一項又は第三項の規定による厚生年金保険の被保険者となることの認可等を行なつた旨の通知又は被保険者の資格を喪失することの認可の通知をすることができない旨の届出の受理
- (ヘ) 第三十条の規定による被保険者の資格の取得及び喪失等に関する事項の届出に係る事実がない旨の通知
- (コ) 第三十一条の規定による確認の請求の却下
- (ク) 第九十八条の規定による事業主等からの厚生省令で定める事項等の届出の受理
- (ケ) 第一百条第一項の規定による物件の提出の命令又は事業所への立入り及び関係者への質問若しくは物件の検査
- 五 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)
 - 第一条の規定に基づく知事の権限に属するものとされた厚生年金保険法第三十三条に規定する保険給付を受ける権利の裁定
- 六 日雇労働者健康保険法施行令(昭和二十八年政令第三百三十一号)第一条の規定により知事が行なうものとされた日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七

- 号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (イ) 第八条第二項の規定による日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付
- (ロ) 第八条第三項の規定により返納される日雇労働者健康保険被保険者手帳の收受
- (ハ) 第十条第四項の規定による保険料が納付されていることの確認
- (ニ) 保険給付の決定、給付額の算定その他保険給付に関する事務
- (ヘ) 第十七条の四第二項の規定による日雇労働者健康保険特別療養費受給票の交付
- (コ) 第三十二条の規定による健康保険印紙の受払状況の報告の受理
- (ク) 第四十四条の規定による厚生省令の定める事項の届出の受理
- (ケ) 第四十五条の規定による被扶養者に異動を生じた旨等の届出の受理
- (コ) 第四十六条の規定による被保険者等に対する物件の提出等の命令又は質問若しくは診断の実施
- 七 日雇労働者健康保険法施行令第二条の規定により知事の権限に属するものとされた日雇労働者健康保険法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (イ) 第七条の規定による一定期間被保険者とならないことの承認